

平成30年度教員免許更新講習

# 行動面の問題を抱える 幼児児童生徒への支援

平成30年9月17日

佐賀駅南クリニック

久野建夫

# お断り

- 各コマの時間配分は進行に従って多少の変更があります。ハンドアウトと進行が一致しないところがあります。
- 事例は複数例の所見から合成し、個人識別ができないものです。
- 自閉症の名称が新旧入り乱れている点はあらかじめお詫びします。新名称は「自閉スペクトラム症」です。

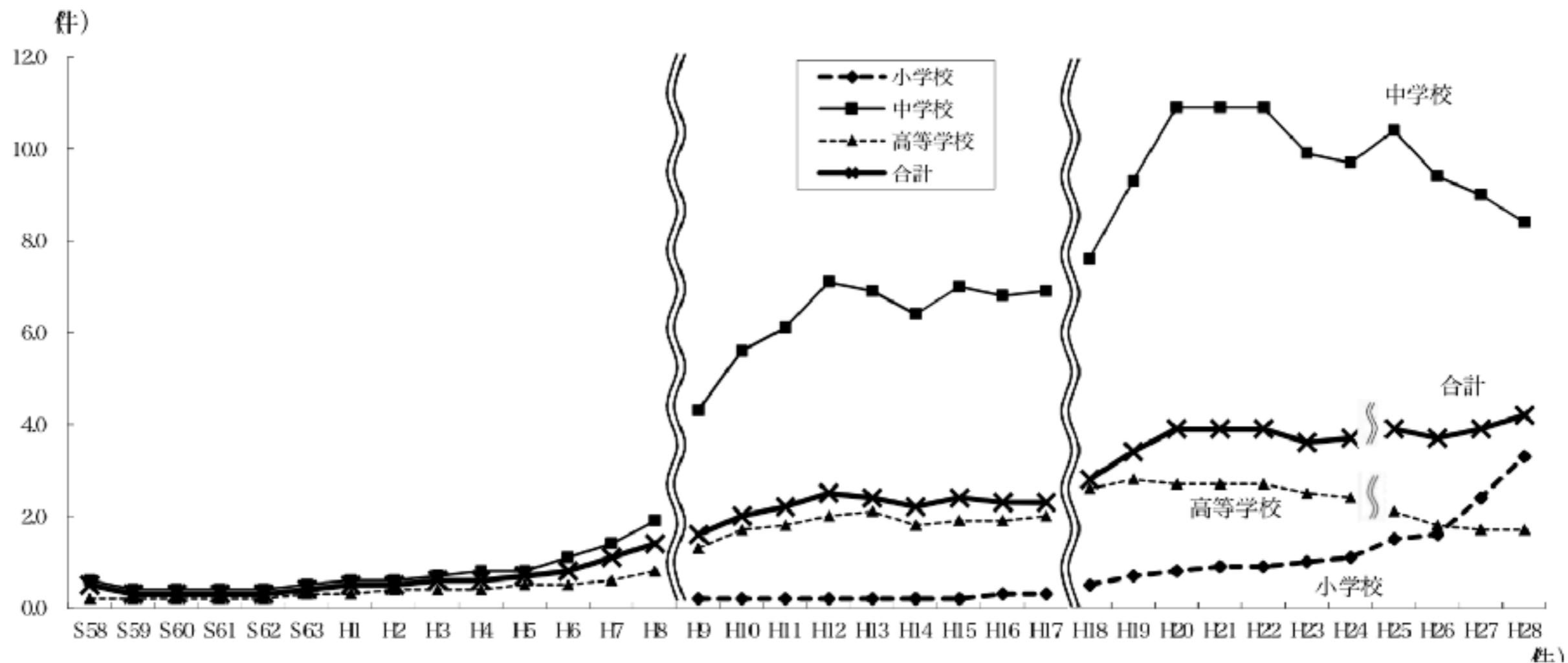
# 幼児児童生徒の行動障害

- 暴力行為
- 自傷
- 自殺
- ICT関連
- 性的逸脱
- 被いじめ
- 不登校
- 家出

平成 28 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について

平成 29 年 10 月 16 日（木）  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

<参考4> 学校の管理下における暴力行為発生率の推移 (1,000人当たりの暴力行為発生件数)



(人)

区 分		小学校				中学校				高等学校			
		国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
警察の補導	学校内	0	52	0	52	0	1,001	1	1,002	0	52	13	65
	学校外	0	19	0	19	0	456	0	456	0	83	43	126
	小計	0	71	0	71	0	1,457	1	1,458	0	135	56	191
家庭裁判所の保護的措置	学校内	0	2	0	2	0	547	2	549	0	36	12	48
	学校外	0	0	0	0	0	276	0	276	0	71	25	96
	小計	0	2	0	2	0	823	2	825	0	107	37	144
少年刑務所への入所	学校内	—	—	—	—	0	0	0	0	0	3	0	3
	学校外	—	—	—	—	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	—	—	—	—	0	0	0	0	0	4	0	4
少年院への入院	学校内	0	0	0	0	0	52	0	52	0	2	0	2
	学校外	0	0	0	0	0	85	0	85	0	16	5	21
	小計	0	0	0	0	0	137	0	137	0	18	5	23
保護観察	学校内	0	1	0	1	0	299	0	299	0	9	1	10
	学校外	0	0	0	0	0	167	0	167	0	56	11	67
	小計	0	1	0	1	0	466	0	466	0	65	12	77
児童自立支援施設への入所	学校内	0	10	0	10	0	63	0	63	0	0	0	0
	学校外	0	2	0	2	0	24	0	24	0	2	0	2
	小計	0	12	0	12	0	87	0	87	0	2	0	2
児童相談所	学校内	0	116	1	117	0	413	13	426	0	1	0	1
	学校外	0	22	0	22	0	104	0	104	0	6	0	6
	小計	0	138	1	139	0	517	13	530	0	7	0	7

# 行動面の問題を抱える幼児児童生徒への支援

- 自閉スペクトラム症を基盤とした支援

1. 自閉スペクトラム症行動解析の7つ道具を使おう
2. 個別の指導計画作成手順に沿って解析していこう
3. 自立活動の6分類27項目にあてはめて対応を考えよう

- 原疾患横断的な行動レベルに基づく支援

1. ADHD、反抗挑発症、素行症の3水準に分けて考えよう
2. ADHD水準は学級内で、反抗挑発症水準は主に学校内で対応し、
3. 素行症水準は教育のみによる対応はあきらめよう
4. 個別の指導計画作成手順に沿って解析していこう
5. 自立活動の6分類27項目にあてはめ対応を考えよう

# ADHD, 反抗挑発症(ODD), 素行症(CD)

ADHD： 個々の診断基準項目は異常（病理水準）といえるものではない。

反抗挑発症： 両者の中間

素行症： 診断基準項目はどれも刑法に抵触する、あるいはそれに近い。

# 3つの水準

ここではそれぞれを独立の疾患というより重症度別に分けた症状分類ととらえている。

- 定義
- 症状の水準
- 通常どのような症状が見られるか
- 学校での影響
- 学校での対策
- 基礎疾患

# 注意欠如・多動症

- 個々の診断基準項目は病的水準といえるものではない。
- 衝動性項目は単独でも問題行動としてとらえられる可能性がある。
- このレベルの行動は学級内で対応可能な場合が多いとおもわれる。
- DSM-5では成人期の症状をより具体的に引き上げている。

# 不注意

	細部見落とし		障害	取りかかり回避	
注意 機能 障害	集中とぎれ		生活 機能 障害	紛失	
	うわの空			被転導性	
実行 機能	中途投げだし			失念	
	要領の悪さ				

# 不注意



## 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

A. (1)および／または(2)によって特徴づけられる、不注意および／または多動性一衝動性の持続的な様式で、機能または発達の妨げとなっているもの：

(1) **不注意**：以下の症状のうち6つ（またはそれ以上）が少なくとも6カ月持続したことがあり、その程度は発達の水準に不相応で、社会的および学業的／職業的活動に直接悪影響を及ぼすほどである：

注：それらの症状は、単なる反抗的行動、挑戦、敵意の表れではなく、課題や指示を理解できないことでもない。青年期後期および成人（17歳以上）では、少なくとも5つ以上の症状が必要である。

(a) 学業、仕事、または他の活動中に、しばしば綿密に注意することができない、または**不注意な間違い**をする（例：細部を見過ごしたり見逃してしまう、作業が不正確である）。

(b) 課題または遊びの活動中に、しばしば**注意を持続することが困難**である（例：講義、会話、または長時間の読書に集中し続けることが難しい）。

(c) 直接話しかけられたときに、しばしば**聞いていないように見える**（例：明らかな注意を逸らすものがない状況でさえ、心がどこか他所にあるように見える）。

(d) しばしば指示に従えず、学業、家事、職場での**義務をやり遂げることができない**（例：課題を始めるがすぐに集中できなくなる、また容易に脱線する）。

## 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

A. (1)および／または(2)によって特徴づけられる、不注意および／または多動性—衝動性の持続的な様式で、機能または発達の妨げとなっているもの：

(e) 課題や活動を順序立てることがしばしば困難である（例：一連の課題を遂行することが難しい、資料や持ち物を整理しておくことが難しい、作業が乱雑でまとまりがない、時間の管理が苦手、締め切りを守れない）。

(f) 精神的努力の持続を要する課題（例：学業や宿題、青年期後期および成人では報告書の作成、書類に漏れなく記入すること、長い文章を見直すこと）に従事することをしばしば避ける、嫌う、またはいやいや行う。

(g) 課題や活動に必要なもの（例：学校教材、鉛筆、本、学習道具、財布、鍵、書類、眼鏡、携帯電話）をしばしばなくしてしまう。

(h) しばしば外的な刺激（青年期後期および成人では無関係な考えも含まれる）によってすぐ気が散ってしまう。

(i) しばしば日々の活動（例：家事、お使いをすること、青年期後期および成人では、電話を折り返しかけること、お金の支払い、会合の約束を守ること）で忘れっぽい。

# 多動性・衝動性

目に見える多動	非移動性多動	多動	過剰発話
	離席		
	移動運動 多動(指向)		
感じられる	余暇時静粛困難	衝動性	言語割り込み
	多動雰囲気		行動割り込み
			対人妨害性

## 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

(2) **多動性および衝動性**：以下の症状のうち6つ（またはそれ以上）が少なくとも6カ月持続したことがあり、その程度は発達の水準に不相応で、社会的および学業的／職業的活動に直接悪影響を及ぼすほどである。

注：それらの症状は、単なる反抗的態度、挑戦、敵意などの表れではなく、課題や指示を理解できないことでもない。青年期後期および成人（17歳以上）では、少なくとも5つ以上の症状が必要である。

(a) しばしば**手足をそわそわ動かしたりトントン叩いたりする、またはいすをガタガタさせる。**

(b) 席についていることが求められる場面でしばしば**席を離れる**（例：教室、職場、その他の作業場所で、またはそこにとどまることを要求される他の場面で、自分の場所を離れる）。

(c) 不適切な状況でしばしば**走り回ったり高い所へ登ったりする**（注：青年または成人では、落ち着かない感じのみに限られるかもしれない）

(d) **静かに遊んだり余暇活動につくことがしばしばできない。**

## 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

(2) 多動性および衝動性：以下の症状のうち6つ（またはそれ以上）が少なくとも6カ月持続したことがあり、その程度は発達の水準に不相応で、社会的および学業的／職業的活動に直接悪影響を及ぼすほどである。

(e) しばしば“じっとしていない”、またはまるで“エンジンで動かされているように”行動する（例：レストランや会議に長時間とどまることができないかまたは不快に感じる。他の人達には、落ち着かないとか、一緒にいることが困難と感じられるかもしれない）。

(f) しばしばしゃべりすぎる。

(g) しばしば質問が終わる前に出し抜いて答え始めてしまう（例：他の人達の言葉の続きを言ってしまう、会話で自分の番を待つことができない）。

(h) しばしば自分の順番を待つことが困難である（例：列に並んでいるとき）。

(i) しばしば他人を妨害し、邪魔する（例：会話、ゲーム、または活動に干渉する。相手に聞かずにまたは許可を得ずに他人の物を使い始めるかもしれない：青年または成人では、他人のしていることに口出ししたり、横取りすることがあるかもしれない）。

## 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

- B. 不注意または多動性～衝動性の症状のうちいくつかは12歳になる前から存在していた。
- C. 不注意または多動性衝動性の症状のうちいくつかは2つ以上の状況（例：家庭、学校、職場、友人や親戚といるとき、その他の活動中）において存在する。
- D. これらの症状が、社会的、学業的、または職業的機能を損なわせているまたはその質を低下させているという明白な証拠がある。
- E. その症状は、統合失調症、または他の精神病性障害の経過中にのみ起こるものではなく、他の精神疾患（例：気分障害、不安症、解離症、パーソナリティ障害、物質中毒または離脱）ではうまく説明されない。

## 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

### ・いずれかを特定せよ

314.01 ( F90.2 ) **混合して存在**：過去6カ月間、基準A1（不注意）と基準A2（多動性衝動性）をともに満たしている場合

314.00 ( F90.0 ) **不注意優勢に存在**：過去6カ月間、基準A1（不注意）を満たすが基準A2（多動性衝動性）を満たさない場合

314.01 ( F90.1 ) **多動・衝動優勢に存在**：過去6カ月間、基準A2（多動性・衝動性）を満たすが基準A1（不注意）を満たさない場合

### ・該当すれば特定せよ

部分寛解：以前はすべての基準を満たしていたが、過去6カ月間はより少ない基準数を満たしており、かつその症状が、社会的、学業的、または職業的機能に現在も障害を及ぼしている場合

### ・現在の重症度を特定せよ

軽度：診断を下すのに必要な項目数以上の症状はあったとしても少なく、症状がもたらす社会的または職業的機能への障害はわずかでしかない。

中等度：症状または機能障害は、「軽度」と「重度」の間にある。

重度：診断を下すのに必要な項目数以上に多くの症状がある。またはいくつかの症状が特に重度である。または症状が社会的または職業的機能に著しい障害をもたらしている。

## DSM-VI：注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

### A. (1)か(2)どちらか

(1) 以下の不注意の症状のうち6つ（またはそれ以上）が少なくとも6ヶ月以上続いたことがあり、その程度は不適応的で、発達の水準に相応しないもの：

#### 不注意

- (a) 学業、仕事、またはその他の活動において、しばしば綿密に注意することができない、または不注意な過ちをおかす。
- (b) 課題または遊びの活動で注意を持続することがしばしば困難である。
- (c) 直接話しかけられた時にしばしば聞いていないように見える。
- (d) しばしば指示に従えず、学業、用事、または職場での義務をやり遂げることができない(反抗的な行動または指示を理解できないためではなく)。
- (e) 課題や活動を順序立てることがしばしば困難である。
- (f) (学業や宿題のような)精神的努力の持続を要する課題に従事することをしばしば避ける、嫌う、またはいやいや行う。
- (g) (例えばおもちゃ、学校の宿題、鉛筆、本、道具など)課題や活動に必要なものをしばしばなくす。
- (h) しばしば外からの刺激によって容易に注意をそらされる。
- (i) しばしば毎日の活動を忘れてしまう。

## DSM-VI：注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

A. (1)か(2)どちらか

(2) 以下の多動性-衝動性の症状のうち6つ(またはそれ以上)が少なくとも6カ月以上持続したことがあり、その程度は不適応的で、発達水準に相応しない：

### 多動性

- (a) 学業、仕事、またはその他の活動において、しばしば綿密に注意することができない、または不注意な過ちをおかす。
- (b) しばしば教室や、その他、座っていることを要求される状況で席を離れる。
- (c) しばしば、不適応な状況で、余計に走り回ったり高い所へ上がったりする(青年または成人では落ち着かない感じの自覚のみに限られるかも知れない。)
- (d) しばしば静かに遊んだり余暇活動につくことができない。
- (e) しばしば“じっとしていない”またはまるで“エンジンで動かされるように”行動する。
- (f) しばしばしゃべりすぎる。

### 衝動性

- (g) しばしば質問が終わる前にだし抜けに答えてしまう。
- (h) しばしば順番を待つことが困難である。
- (i) しばしば他人を妨害し、邪魔する(例えば、会話やゲームに干渉する)。

## DSM-VI：注意欠如・多動性障害 Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

B. 多動性-衝動性または不注意の症状のいくつかが7歳未満に存在し、障害を引き起こしている。

C. これらの症状による障害が2つ以上の状況において(例えば、学校[または仕事]と家庭)存在する。

D. 社会的、学業的または職業的機能において、臨床的に著しい障害が存在するという明確な証拠が存在しなければならない

E. その症状は広汎性発達障害、精神分裂病、またはその他の精神病性障害の経過中にのみ起こるものではなく、他の精神疾患(例えば、気分障害、不安障害、解離性障害、または人格障害)ではうまく説明されない。

病型に基づくコード番号をつけること：

314.01 混合型

314.00 不注意優勢型

314.01 多動性－衝動性優勢型

# 小学校 3 年生男子の事例

# 不注意

	細部見落とし		障害	取りかかり回避	宿題をやるうとしない
注意機能障害	集中とぎれ	算数解答中のいたずら書き	生活機能障害	紛失	消しゴムを持って行っていない
	うわの空	教師の「宿題忘れないように」を聴いていない		被転導性	スーパーマーケットでの風船追いかけ
実行機能	中途投げだし	算数計算		失念	登校時の流れ
	要領の悪さ	ランドセルの準備			

# 多動性・衝動性

目に見える多動	非移動性多動	授業中に椅子をガタガタさせてる	多動	過剰発話	何で先にご飯食べちゃうの？
	離席				
	移動運動多動(指向)	エスカレーターを走って昇る			
感じられる	余暇時静粛困難	算数の回答中のおしゃべり	衝動性	言語割り込み	公園で友人の会話に割り込む
	多動雰囲気	「親は一体何しているの」という印象を与えている		行動割り込み	公園で遊具の順番が待てない
				対人妨害性	「またあいつが来たぜ」という印象を与えている

# 大学生の事例

# 不注意

注意 機能 障害	細部見落とし	エントリーシートが きれいに保管できな い	障害	取りかかり回避	レポートを完成、 提出できない
	集中とぎれ	就活に向けての作業 に集中できない	生活 機能 障害	紛失	財布、案内図を紛 失
	うわの空	就職課職員から「聴 いているの？」		被転導性	「こんなところに カバンやができて る」
実行 機能	中途投げだし	エントリーシートが 完成できない		失念	バイトの時刻を忘 れる
	要領の悪さ	一日の予定が順調に こなせない			

# 多動性・衝動性

目に見える多動	非移動性多動	自室内での振る舞い	多動	過剰発話	教員研究室での話し方
	離席	就職課ですぐに立ちあがる			
	移動運動多動(指向)	自転車で事故に会いそうになる	衝動性	言語割り込み	教員研究室に飛び込んでワーワー
余暇時静粛困難	作業時にブツブツ言うのが抑えられない	行動割り込み		カバン屋で他の客の前に割り込む	
多動雰囲気	「悪いやつじゃないんだけどいつもこうだよね」	対人妨害性		教員にも他の客にも迷惑がられている	

# (小学生例)自閉症の症状としてとらえると

社会性障害		多様性柔軟性障害	
対人、情緒 相互性障害	同級生との会話が一方的、相互性を欠く	表出多様性障害	
非言語コミュニケーション障害	公園の友達に非言語コミュニケーションが取れていない	変化耐性障害	なんでテレビ消すの
仲間関係障害	同級生との感情交流が乏しい、夕食を一緒に食べようとしなない	興味受容 柔軟性障害	ビデオゲーム、特定のマンガキャラクターへの没入
		感覚受容 柔軟性障害	(数字に対する) 視覚過敏、教員の音声指示が通らない

# (小学生例)自閉症の症状としてとらえると

<p>心の理論 能力障害 (各水準理論)</p>	<p>友達の気持ち（迷惑だ な）が読めない</p>	<p>中枢性統合 障害</p>	<p>マンガを持って行くべき 「場」とそうでない「場」へ の洞察</p>
<p>心の理論 能力障害 (ストレンジ ス トーリー)</p>	<p>複雑な言語表現が理解で きない「今、算数の時間 だぞ」</p>	<p>実行機能 障害</p>	<p>ランドセル内容の準備</p>

## (大学生例)自閉症の症状としてとらえると

- ソーシャルスキルの修得そこそこ良好。
- 心の理論課題は非常に苦勞して修得。しかし、読み違いも多い。
- こだわりは強いが、日常生活では上手く隠している。
- 実行機能障害が著しい。

# (大学生例)自閉症の症状としてとらえると

社会性障害		多様性柔軟性障害	
対人、情緒 相互性障害	就職課職員、教員との感情共有ができない	表出多様性障害	
非言語コミュニケーション障害	友達の中で表情調節乏しい	変化耐性障害	就活という新しい構造への適応が不良
仲間関係障害	「いろいろあるヤツだよね」共感を持たれていない	興味受容 柔軟性障害	自室は乱雑の極みに見えるが、実は彼にとって心地よい配置
		感覚受容 柔軟性障害	

# (大学生例)自閉症の症状としてとらえると

<p>心の理論 能力障害 (各水準理論)</p>	<p>教員や就職課職員の気持ち が十分にはくみ取れて いない</p>	<p>中枢性統合 障害</p>	<p>大学生活全体の流れを把握し ていない</p>
<p>心の理論 能力障害 (ストレンジ ストーリー)</p>	<p>「毎日頑張ってきている けど就職決まらないね」 がじっくり理解できない</p>	<p>実行機能 障害</p>	<p>就活の具体的作業の実行がで きない</p>

# 自閉症とADHD

- 多動、不注意などの症状は類似する。
- この2事例は自閉症なのかADHD
- 併存診断ができるか

DSM-IV：併存不可      DSM-5：併存可能

- 年齢と共に変化する（あるいは初めの診断が間違っていた？）場合

ADHD → ASD    ADHD → ADHD + ASD

ASD → ADHD（まれ？）    ASD → ADHD + ASD

- 因果関係はあるのか
- どちらの問題がより大きいのか



初期にはADD（ADHD）  
と診断されていた。

後に自閉症とされるよ  
うになった。

# 注意欠如・多動症

- 個々の診断基準項目は病的水準といえるものではない。
- 衝動性項目は単独でも問題行動としてとらえられる可能性がある。
- このレベルの行動は学級内で対応可能な場合が多いとおもわれる。

# 反抗挑発症

- 個々の診断基準項目が指導上の問題になってくる可能性が高い。
- 一つの学級を超えて、問題がより広く影響を与える。
- 学年、学校全体での問題共有が必要になってくる。

# 反抗挑発症

	かんしゃく			服従拒否	
怒り 症状	神経過敏		挑発 症状	いらだたせ	
	腹を立てる			責任転嫁	
	口論		執念 深さ	意地悪	

## 313.81 (F91.3) 反抗挑発症／反抗挑戦性障害 Oppositional Defiant Disorder

怒りっぽく／易怒的な気分, 口論好き／挑発的な行動, または執念深さなどの情緒・行動上の様式が少なくとも6カ月間は持続し, 以下のカテゴリーのいずれか少なくとも4症状以上が, 同胞以外の少なくとも1人以上の人物とのやりとりにおいて示される.

### 怒りっぽく／易怒的な気分

- (1) しばしば**かんしゃく**を起こす.
- (2) しばしば**神経過敏**またはいらいらさせられやすい.
- (3) しばしば怒り, **腹を立てる**.

### 口論好き／挑発的行動

- (4) しばしば権威ある人物や, または子どもや青年の場合では**大人と口論**する.
- (5) しばしば権威ある人の要求, または**規則に従うことに積極的に反抗**または拒否する.
- (6) しばしば**故意に人をいらだたせる**.
- (7) しばしば**自分の失敗, または不作法を他人のせいにする**.

### 執念深さ

- (8) 過去6カ月間に少なくとも2回, **意地悪で執念深かったことがある**.

### 313.81 (F91.3) 反抗挑発症／反抗挑戦性障害 Oppositional Defiant Disorder

注: 正常範囲の行動を症状とみなされる行動と区別するためには, これらの行動の持続性と頻度が用いられるべきである. 5歳未満の子どもについては, 他に特に記載がない場合は, ほとんど毎日, 少なくとも6カ月間にわたって起こっている必要がある (基準A8). 5歳以上の子どもでは, 他に特に記載がない場合, その行動は1週間に1回, 少なくとも6カ月間にわたって起こっていなければならない (基準A8). このような頻度の基準は, 症状を定義する最小限の頻度を示す指針となるが, 一方, その他の要因, 例えばその人の発達水準, 性別, 文化の基準に照らして, 行動が, その頻度と強度で範囲を超えているかどうかについても考慮するべきである.

B. その行動上の障害は, その人の身近な環境 (例: 家族, 同世代集団, 仕事仲間) で本人や他者の苦痛と関連しているか, または社会的, 学業的, 職業的, または他の重要な領域における機能に否定的な影響を与えている.

C. その行動上の障害は, 精神病性障害, 物質使用障害, 抑うつ障害, または双極性障害の経過中にのみ起こるものではない, 同様に重篤気分調節症の基準は満たさない.

# 反抗挑発症

- 個々の診断基準項目が指導上の問題になってくる可能性が高い。
- 一つの学級を超えて、問題がより広く影響を与える。
- 学年、学校全体での問題共有が必要になってくる。

# 素行症

- 診断基準項目はどれも刑法に抵触する行動。
- 学校だけでなく、広く社会的問題を起こす。
- 教育の力では限界がある場合が多い。
- 多組織、特に司法、医療や行政との連携が必要になってくる。

# 素行症／素行障害 Conduct Disorder

A. 他者の基本的人権または年齢相応の主要な社会的規範または規則を侵害することが反復し持続する行動様式で、以下の15の基準のうち、どの基準群からでも少なくとも3つが過去12カ月の間に存在し、基準の少なくとも1つは過去6カ月の間に存在したことによって明らかとなる。

## 人および動物に対する攻撃性

- (1) しばしば他人をいじめ、脅迫し、または威嚇する。
- (2) しばしば取っ組み合いの喧嘩を始める。
- (3) 他人に重大な身体的危害を与えるような凶器を使用したことがある (例: バット, 煉瓦, 割れた瓶, ナイフ, 銃)。
- (4) 人に対して身体的に残酷であった。
- (5) 動物に対して身体的に残酷であった。
- (6) 被害者の面前での盗みをしたことがある (例: 人に襲いかかる強盗, ひったくり, 強奪, 凶器を使つての強盗)。
- (7) 性行為を強いたことがある。

## 所有物の破壊

- (8) 重大な損害を与えるために故意に放火したことがある。
- (9) 故意に他人の所有物を破壊したことがある (放火以外で)。

# 素行症／素行障害 Conduct Disorder

A. 他者の基本的人権または年齢相応の主要な社会的規範または規則を侵害することが反復し持続する行動様式で、以下の15の基準のうち、どの基準群からでも少なくとも3つが過去12カ月の間に存在し、基準の少なくとも1つは過去6カ月の間に存在したことによって明らかとなる。

## 虚偽性や窃盗

(10) 他人の住居、建造物、または車に侵入したことがある。

(11) 物または好意を得たり、または義務を逃れるためしばしば嘘をつく (例: 他人をだます)。

(12) 被害者の面前ではなく、多少価値のある物品を盗んだことがある (例: 万引き、ただし破壊や侵入のないもの、文書偽造)。

## 重大な規則違反

(13) 親の禁止にもかかわらず、しばしば夜間に外出する行為が13歳未満から始まる。

(14) 親または親代わりの人の家に住んでいる間に、一晩中、家を空けたことが少なくとも2回、または長期にわたって家に帰らないことが1回あった。

(15) しばしば学校を怠ける行為が13歳未満から始まる。

B. その行動の障害は、臨床的に意味のある社会的、学業的、または職業的機能の障害を引き起こしている。

C. その人が18歳以上の場合、反社会性パーソナリティ障害の基準を満たさない。

事例：男子、現在小学校6年生

事例：知的発達障害、放火、性的問題行動

既往歴：39週、2800gで出生、第1子、周産期障害なし、独歩1歳4ヶ月、有意語1歳6ヶ月

家族歴：父親は離別し現況不明、母32歳時の出産

現病歴：3歳から保育園通園、保育園では同級生に言語表出よりコミュニケーション（本人はそのつもり）としての暴力が目立った。療育者の気持ちは良く読めており、怒られそうになると逃げるかおとなしくなる。田中ビネーでIQ = 73

# 事例：続き

地元の小学校に入学、特別支援学級在籍。

小学校1年生、無人の農作業小屋に放火し、警察に補導される。厳重注意。その後も、スーパーマーケットのごみ箱などに数回の放火。

小学校2年生で夜間にふらっと外出し、そのまま翌日夕方まで戻らないことが始まり、その後繰り返す。

同級生男子（知的障害の程度がより強い）を全裸にして屋根の上に登らせ、家庭裁判所の審判を受ける。現在その結果待ち。

# 素行症

- 診断基準項目はどれも刑法に抵触する行動。
- 学校だけでなく、広く社会的問題を起こす。
- 教育の力では限界がある場合が多い。
- 多組織、特に司法、医療や行政との連携が必要になってくる。

# ADHDの併存可能疾患

DSM-5：(E) その症状は、統合失調症、または他の精神病性障害の経過中にのみ起こるものではなく、他の精神疾患（例：気分障害、不安症、解離症、パーソナリティ障害、物質中毒または離脱）ではうまく説明されない。

DSM-IV：(E) その症状は**広汎性発達障害**、統合失調症、またはその他の精神病性障害の経過中にのみ起こるものではなく、他の精神疾患（例えば、気分障害、不安障害、解離性障害、または人格障害）ではうまく説明されない。

# 自閉症とADHD

- 多動、不注意などの症状は類似する。
- 併存診断ができるか

DSM-IV：併存不可

DSM-5：併存可能

- 年齢と共に変化する（あるいは初めの診断が間違っていた？）場合

ADHD → ASD    ADHD → ADHD + ASD

ASD → ADHD（まれ？）    ASD → ADHD + ASD

- 因果関係はあるのか
- どちらの問題がより大きいのか

# ADHDと知的能力障害

不注意は、知的能力障害に伴ってしばしば見られる。

多動性衝動性も、知的能力障害に伴うことがある。

従って、ADHDの診断基準には；

（不注意、多動性衝動性の症状について）「その程度は発達の水準に不相应であり」という規定が設けられている。

「発達の水準に相应」であることはどうやって調べるか。

まずは、IQの測定：田中ビネー

適応機能の測定：Vineland II、S-M式生活機能検査

# A D H D と限局性学習症

- 不注意は学習に大きく影響する。
- 多動性衝動性も影響する可能性あり。
- 短期記憶の問題も影響しうる。
- ただし、特定科目、特定領域のみの学習困難がA D H Dのみで説明できるかは問題が残る。

# ADHDと反抗挑発症、素行症

- DSM-5では、ADHDは「神経発達症群」の下位にあり、反抗挑発症と素行症は、「秩序破壊的・衝動制御・素行症群」の下位に置かれている。別系統の疾患ということになった。
- DSM-IVでは、3種類とも「通常，幼児期，小児期，または青年期に初めて診断される障害」の下の、「注意欠陥および破壊的行動障害」に所属していた。
- ADHD -> ODD -> CDという進展移行が本当にあるのか。

# ADHDの薬物療法

## 現在使用されている薬剤

ノルアドレナリン再取り込み阻害薬

メチルフェニデート（コンサータ）

アトモキセチン（ストラテラ）

アドレナリン再取り込み阻害薬

グアンファシン（インチュニブ）

（抗精神病薬）

（抗うつ薬：SNRIなど）

## 開発中の薬剤

ノルアドレナリン再取り込み阻害薬（アンフェタミン）

## 漢方薬

抑肝散

甘麦大棗湯

人参養栄湯

半夏厚朴湯

四物湯＋小建中湯

# 3 水準の視点

	診断基準症状の水準	対応レベル	インクルーシブ教育の視点
ADHD水準	正常児に見られ、病理水準ではない。衝動性は問題行動と捉えられる。	学級内での対応が可能なことが多い。	十分なインクルージョンが望ましい。
反抗挑発症水準	生徒指導上の重要問題。	学年、学校全体での問題共有が必要になる。	適度の分離が必要な場合がある。合理的配慮の検討。
素行症水準	刑法に抵触、あるいはそれに近い。	教育のみの力では限界あり。多組織対応。	インクルーシブ教育は困難。

# 行動レベルと原因

- 各レベルの原因は何か
- 独立疾患なのか、単なる症状の集積か
- 相互移行はあるか
- 年齢にともなう症状変化

# 行動面の問題を抱えた児童生徒の ための特別支援教育

- インクルーシブ教育がどのように可能か
- 就学先決定
- 多様で連続的な各レベルの「学びの場」
- 合理的配慮、基礎的基盤整備
- 教員の専門性向上

# かんしゃくの評価、原因

- 重篤気分調節症 disruptive mood dysregulation disorder (DMDD)
- 躁病、軽躁病エピソード
- 反抗挑発症
- 間歇爆発症
- 自閉スペクトラム症
- 適応障害
- その他

# 重篤気分調節障害 DMDD

- A. 言語的（例：激しい暴言）および／または行動的に（例．人物や器物に対する物理的攻撃）表出される、激しい繰り返しのかんしゃく発作があり、状況やきっかけに比べて、強さまたは持続時間が著しく逸脱している
- B. かんしゃく発作は発達の水準にそぐわない
- C. かんしゃく発作は、平均して、週に3回以上起こる
- D. かんしゃく発作の間欠期の気分は、ほとんど1日中、ほとんど毎日にもわたる、持続的な易怒性、または怒りであり、それは他者から観察可能である（例：両親、教師、友人）
- E. 基準A～Dは12カ月以上持続している、その期間中に基準A～Dのすべての症状が存在しない期間が連続3カ月以上続くことはない
- F. 基準AとDは、少なくとも3つの場面（すなわち、家庭、学校、友人関係）のうち2つ以上で存在し、少なくとも1つの場面で顕著である
- G. この診断は、6歳以下または18歳以上で、初めて診断すべきではない
- H. 病歴または観察によれば、基準A～Dの出現は10歳以前である

# 重篤気分調節障害

I. 躁病または軽躁病エピソードの基準を持続期間を除いて完全に満たす、はっきりとした期間が1日以上続いたことがない

注：非常に好ましい出来事またはその期待に際して生じるような、発達面からみてふさわしい気分の高揚は、躁病または軽躁病の症状とみなすべきではない

J. これらの行動は、うつ病のエピソード中にのみ起こるものではなく、また、他の精神疾患〔例：自閉スペクトラム症、心的外傷後ストレス障害、分離不安症、持続性抑うつ障害（気分変調症）〕ではうまく説明されない

注 この診断は反抗挑発症、間欠爆発症、双極性障害とは併存しないが、うつ病、注意欠如・多動症、素行症、物質使用障害を含む他のものとは併存可能である  
症状が重篤気分調節症と反抗挑発症の両方の診断基準を満たす場合は、重篤気分調節症の診断のみを下すべきである

躁病または軽躁病エピソードの既往がある場合は、重篤気分調節症と診断されるべきではない

K. 症状は、物質の生理学的作用や、他の精神学的疾患または神経学的疾患によるものではない

# 双極性障害

- 双極Ⅰ型障害
  - 躁病エピソードを1度でも経験
- 双極Ⅱ型障害
  - 軽躁病エピソードを1度でも経験
  - 抑うつエピソードを1度でも経験
  - 躁病エピソードなし
- 気分循環性障害
  - 軽躁病エピソードに至らない軽躁状態
  - 抑うつエピソードに至らない抑うつ状態

# 躁病、軽躁病エピソード

- 症状：自尊心誇大、睡眠減少、多弁、観念奔逸、注意散漫、志向活動増加・焦燥、無分別活動
- 目標志向性活動：躁病では必発。
- 最短持続期間：躁病 1 週間、軽躁病 4 日間
- 著しい機能障害：躁病では有、軽躁病では無（無症状の時とは明確に異なり、それは観察可能）

# 抑うつエピソード

- 症状：抑うつ気分、喜びの減退、体重変化、不眠過眠、焦燥・制止、疲労感、無価値感罪責感、集中力減退・決断困難、希死念慮
- 最短持続期間：2週間
- 明確な機能障害
- 喪失反応としても正常域を超える

# 間歇爆発症 IED

A. 以下のいずれかに現れる攻撃的衝動の制御不能に示される、反復性の行動爆発

(1) 言語面での攻撃性（例：かんしゃく発作、激しい非難、言葉での口論や喧嘩）、または所有物、動物、他者に対する身体的攻撃性が3ヵ月間で平均して週2回起こる。身体的攻撃性は所有物の損傷または破壊にはつながらず、動物または他者を負傷させることはない。

(2) 所有物の損傷または破壊、および/または動物または他者を負傷させることに関連した身体的攻撃性に関連する行動の爆発が12ヵ月間で3回起きている。

B. 反復する爆発中に表出される攻撃性の強さは、挑発の原因またはきっかけとなった心理社会的ストレス因とはひどく釣り合わない。

C. その反復する攻撃性の爆発は、前もって計画されたものではなく（すなわち、それらは衝動的でおよび/または怒りに基づく）、なんらかの現実的目的（例：金銭、権力、威嚇）を手に入れるため行われたものではない。

D. その反復する攻撃性の爆発は、その人に明らかな苦痛を生じるか、職業または対人関係機能の障害を生じ、または経済的または司法的な結果と関連する。

# 間歇爆発症 IED

E. 暦年齢は少なくとも6歳である（またはそれに相当する発達水準）

F. その反復する攻撃性の爆発は、他の精神疾患（例. うつ病, 双極性障害、重篤気分調節症, 精神病性障害, 反社会性パーソナリティ障害, 境界性パーソナリティ障害）でうまく説明されず、他の医学的疾患（例. 頭部外傷、アルツハイマー病）によるものではなく、または物質の生理学的効果（例乱用薬物, 医薬品）によるものでもない。6～18歳の子どもでは、適応障害の一部である攻撃的行動には、この診断を考慮するべきでない。

注：この診断は、反復する衝動的・攻撃的爆発が、以下の障害において通常みられる程度を超えており、臨床的関与が必要である場合は、注意欠如・多動症, 素行症, 反抗挑発症、自閉スペクトラム症に追加することができる。

改革のきっかけ

障害者の権利に関する条約

批准への対応

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応～障害者の権利に関する条約(教育関係)～

### 目的

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

### 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月 日本国署名
- ・平成20年 5月 条約発効  
(この間、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正など)
- ・平成26年1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

### 教育部分(第24条)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels)** 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - (c) **個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation)** が提供されること。
  - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

# 障害者の権利に関する条約

- ・ 総論
- ・ 司法
- ・ 教育
- ・ 福祉
- ・ 医療
- ・ 社会

条約への対応  
インクルーシブ教育  
システム構築

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

### 内 容

#### 1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

#### 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

#### 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

#### 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

#### 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

## 2. 障害者の権利に関する条約への対応

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法  
第4条

基本原則  
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務  
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ （主務大臣が）事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

#### II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

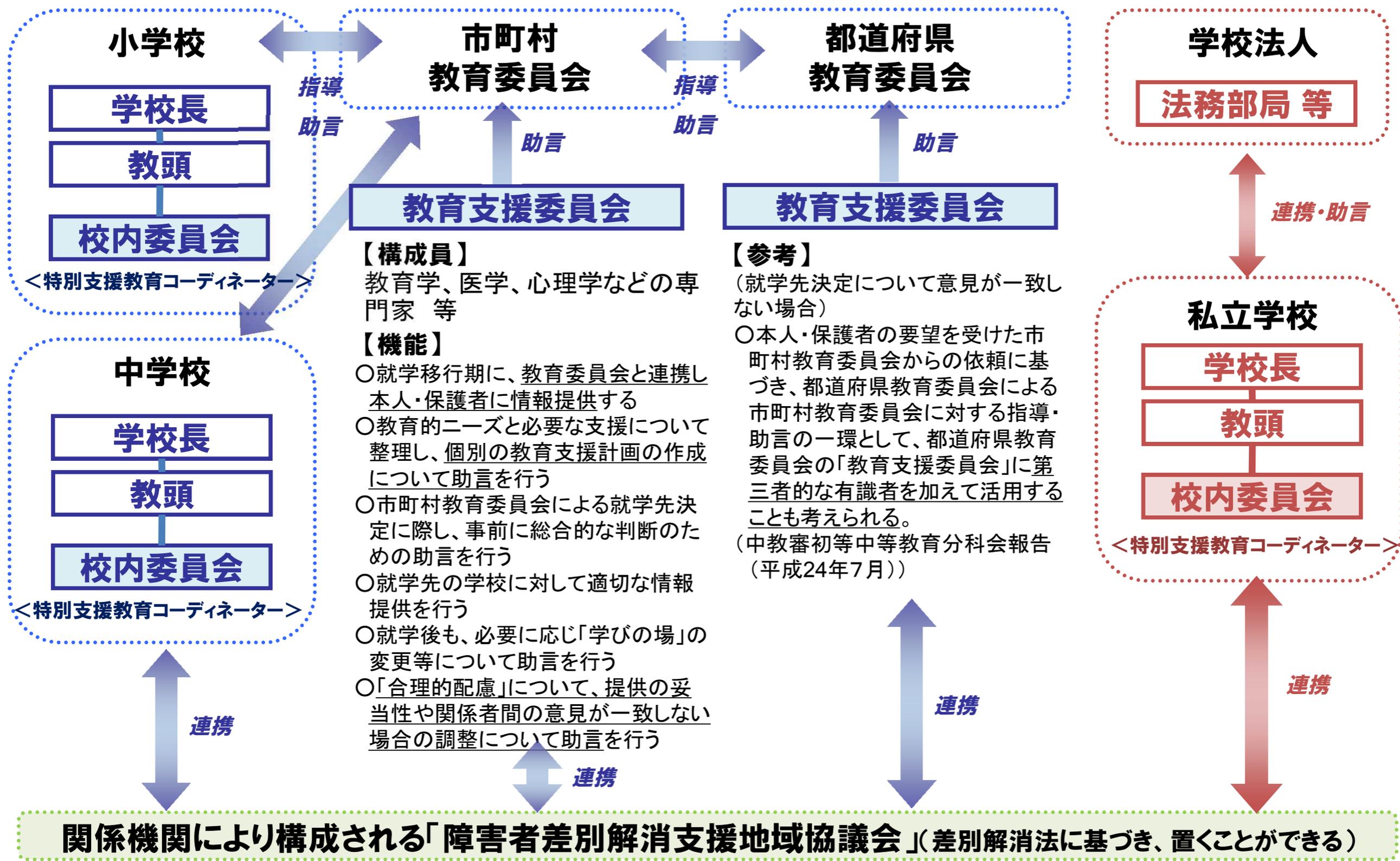
- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

# 合理的配慮等に関わる既存の仕組み(初等中等教育段階)

資料6



この他、行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局、地方法務局、人権擁護委員による人権相談等により対応

# 障害者差別解消法の影響

- ・ 保育園で昼の服薬が必要な子ども。
- ・ イベント参加に困難のある、知的障害を伴わない自閉症児童への対応。
- ・ 知的障害特別支援学校での、自閉症児童生徒と非自閉症児童生徒の共同生活における配慮。
- ・ 視覚情報認知異常のある児童生徒の教室の掲示物、

# 就学可能基準

## 学校教育法施行令第二十二條の三

法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

## 学校教育法施行令第二十二條の三

法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
	二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
	二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

### 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

# 自閉症・情緒障害特別支援学級の対象

(平成25年10月4日付け 25文科初第756号初等中等教育局長通知)

## 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので

# 通級による指導(自閉症)の対象

(平成25年10月4日付け 25文科初第756号初等中等教育局長通知)

自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

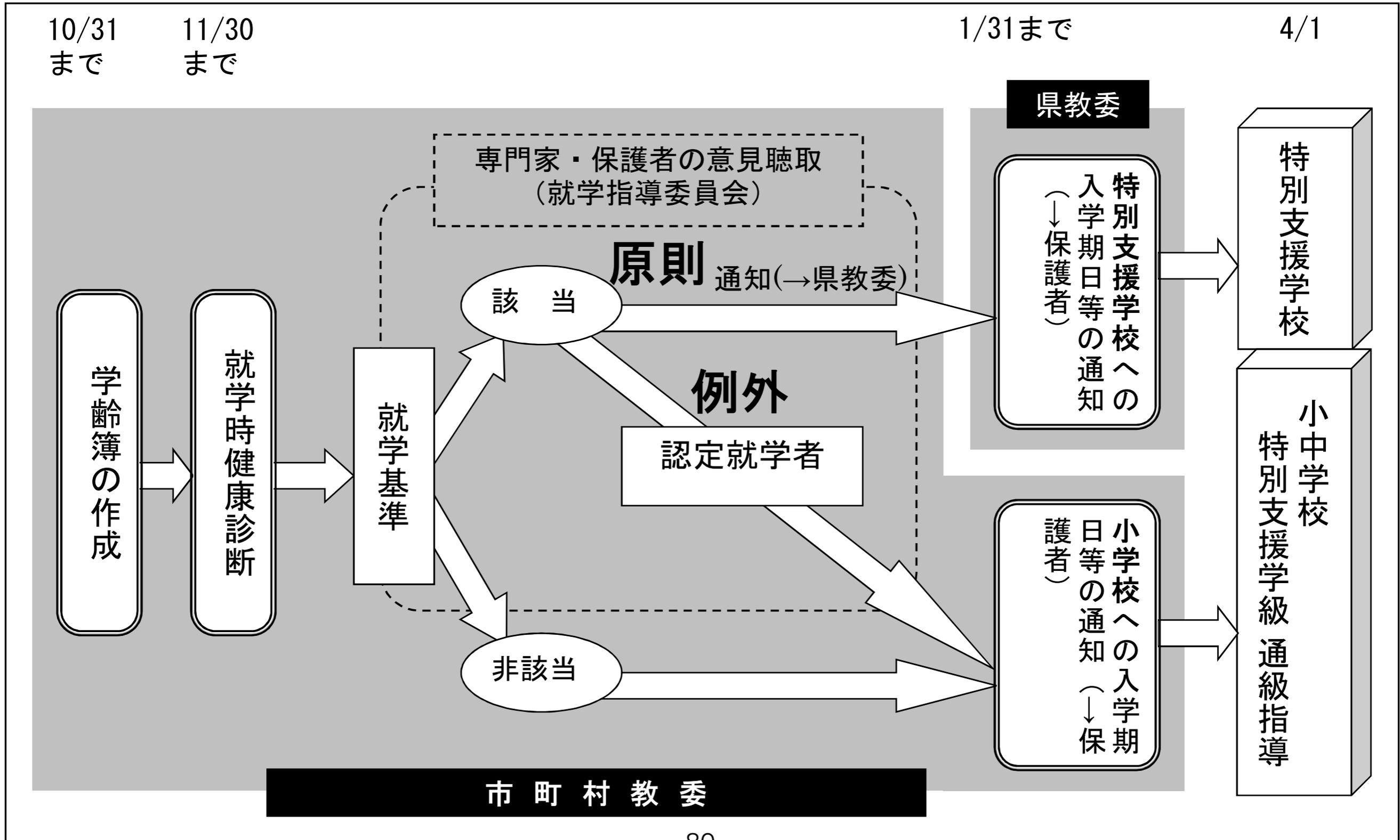
# 就学(可能)基準の再検討

- ・ 知的障害者基準の第二号をどのようにとらえるか。
- ・ 肢体不自由者基準の第二号と病弱者基準の違い。
- ・ 病弱者基準の第二号（身体虚弱者？）をどのようにとらえるか。
- ・ 自閉症はなぜ含まれないか。

# 障害のある児童生徒の 就学先決定

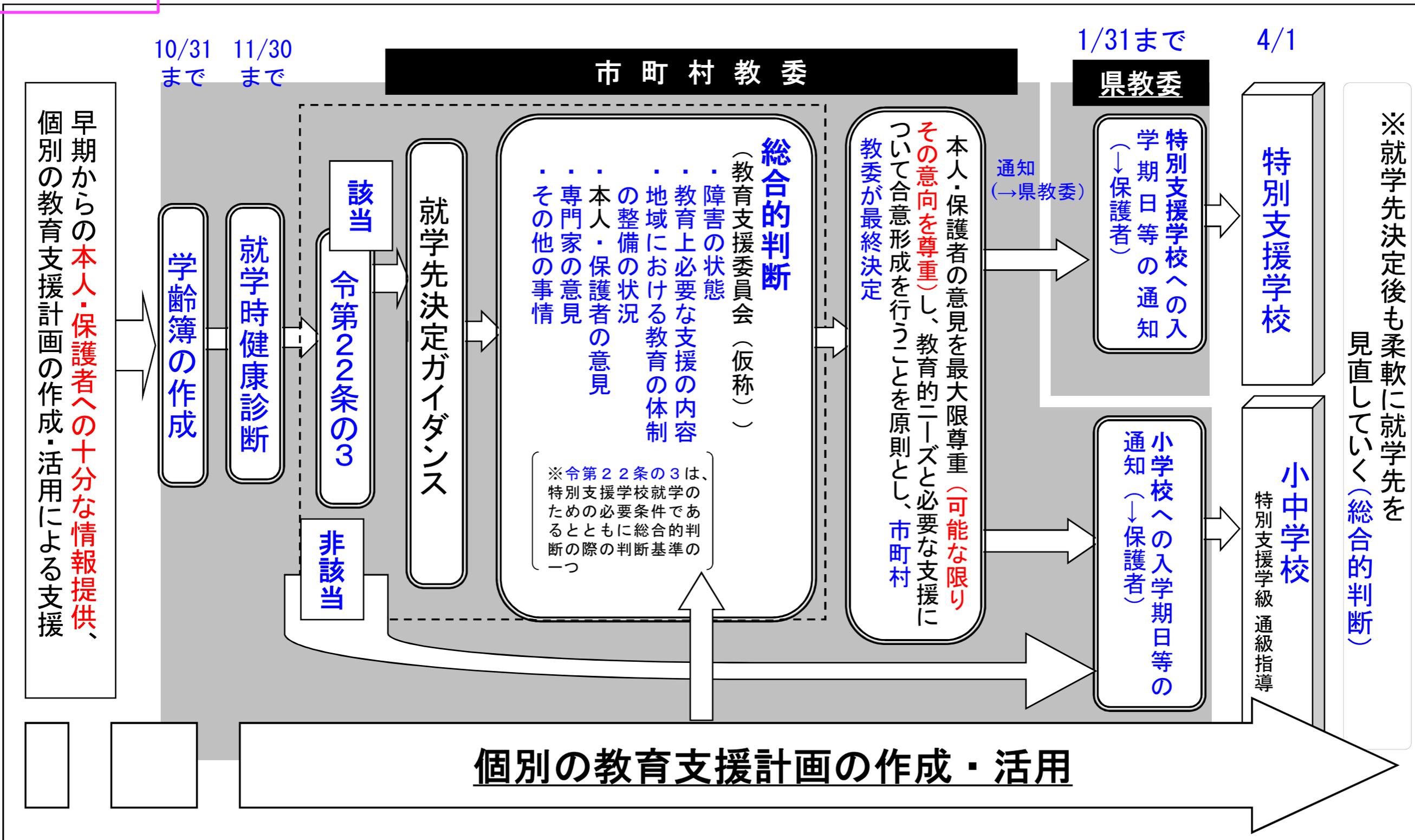
# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

## 【改正前（学校教育法施行令）】



# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



# 就学決定の流れ(平成25年9月)

就学先を決定する仕組みの改正（学校教育法第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、**認定特別支援学校就学者**（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する**特別支援学校に就学させることが適当であると認める者**をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

# 就学先決定制度の改正

- ・ 就学基準にあてはまる程度の障害を持つ就学予定者は
- ・ 平成25年度まで：原則的に特別支援学校へ、特別な場合に「認定就学者」として通常の小中学校へ。
- ・ 平成26年度以降：原則的に通常の小中学校へ、特別な場合に「認定特別支援学校就学者」とする。
- ・ この改正の影響はまだわからないが、特別支援学校就学者が減少する流れではなさそうである。
- ・ 医療的ケア対象者の就学先はどう変化するだろうか。

障害のある児童生徒には

どのような学びの場が

準備されているか。

(就学の場)

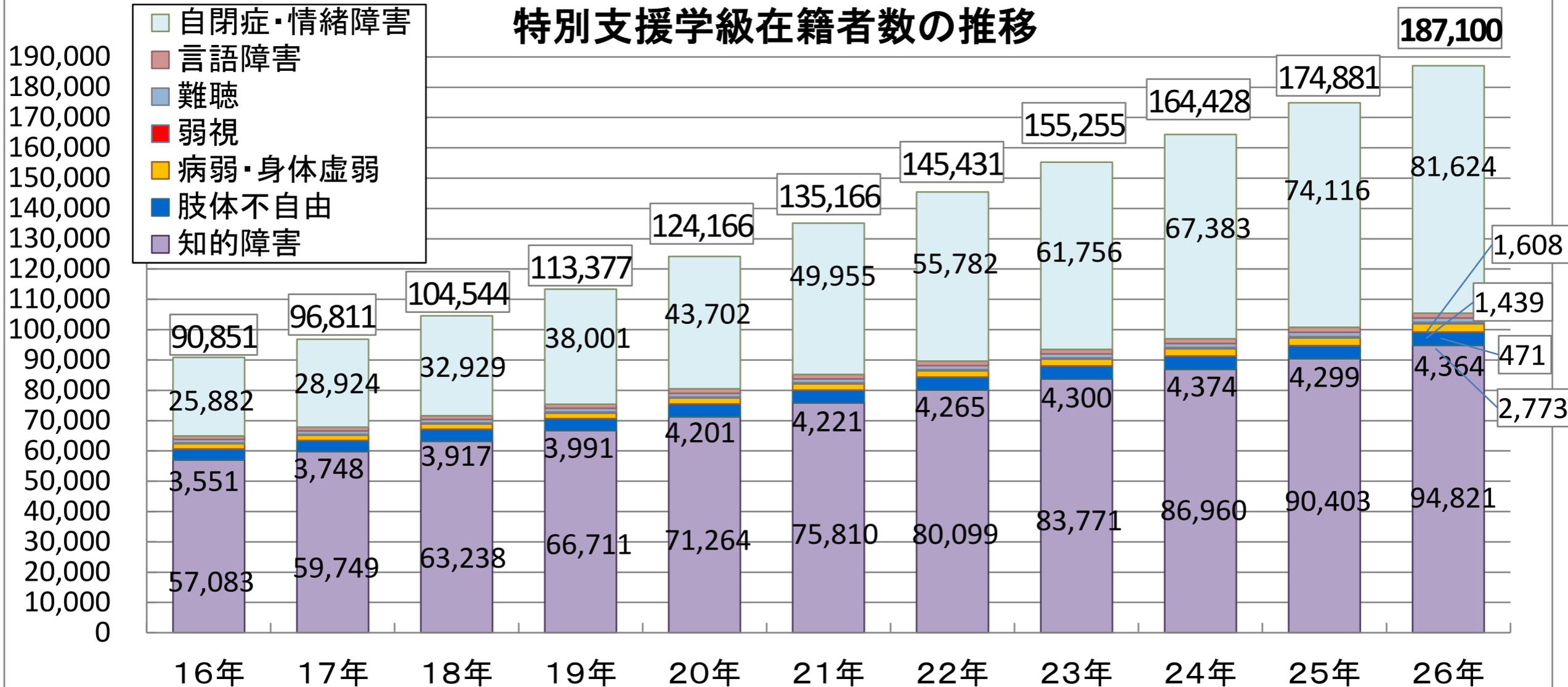
それぞれの現状はどうか。

# 特別支援教育の場と障害種

場	障害種	根拠規定
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、 肢体不自由者、病弱者	学校教育法 第七十二条
特別支援学級	知的障害者、肢体不自由者、 身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他	学校教育法 第八十一条 第二項
通級指導	言語障害者、自閉症者、情緒障害者、 弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥 多動性障害者、その他	学校教育法施 行規則 第四百十条
通常の学級 専門的スタッフ配置 専門家の助言 通常学級内での指導	教育上の特別の支援を要する者	学校教育法 第八十一条 第一項
訪問学級	疾病により療養中	学校教育法 第八十一条第三 項、学校教育法施 行規則 第三百十一条

○ 特別支援学級在籍者数全体は増加傾向。自閉症・情緒障害、知的障害の増加人数が多い。

特別支援学級在籍者数の推移



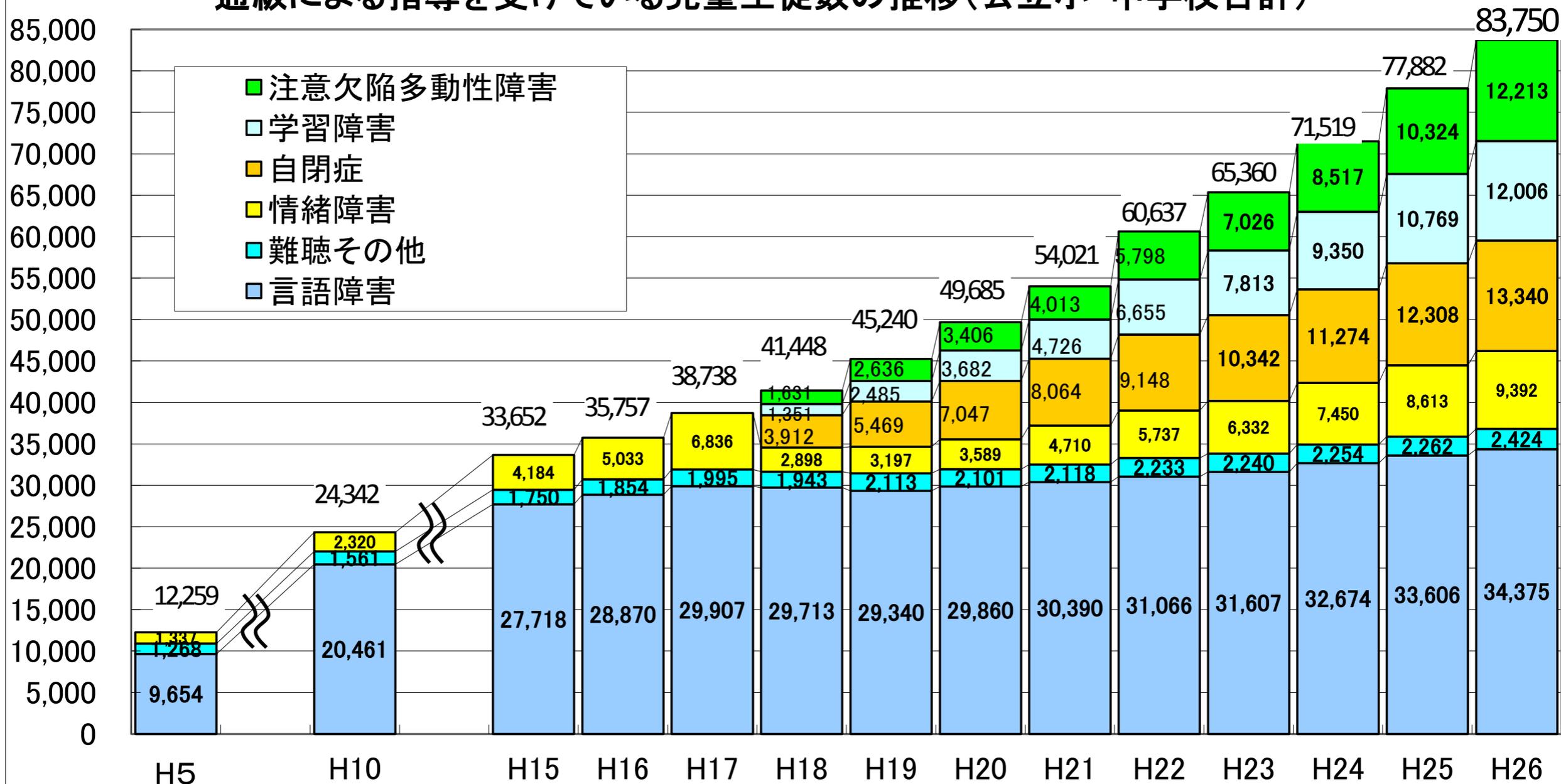
	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

■上記の特別支援学級在籍者のうち、私立学校在籍者は、自閉症・情緒障害289名（24学級）となっている。

※ 特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限（公立））であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

○ 通級による指導を受けている児童生徒数全体は増加傾向。注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症、情緒障害、言語障害の増加人数が多い。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※ 通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

※ 各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※ 「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。(出典)文部科学省「通級による指導実施状況調査」5  
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

# 特別支援学校の教育課程

- 準ずる教育
- 自立活動

# 自立活動の内容(1-3)

## 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

## 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

## 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

# 自立活動の内容(4-6)

## 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
- (5) 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること

## 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

## 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

# 通常の学級における特別支援教育とは

## 学校教育法

第八十一条第一項 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第二項 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

# 合理的配慮とは

## 合理的配慮について(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

### 【合理的配慮】 (→中教審報告における合理的配慮の定義)

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
  - ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
  - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
  - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点(※)を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

※中教審報告において、合理的配慮の3観点  
11項目を整理

### 【障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)】

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。(第7条第2項)

(※事業者は努力義務)

84

# 特別支援学校学習指導要領 (平成31年版) の要点

# 教育課程の編成及び実施

- ・ 教育目標
- ・ 教育課程編成の原則
- ・ 編成の主体：校長を中心とし全教職員が主体に
- ・ 編成の原則
  - ・ 政治教育、宗教教育
  - ・ 児童生徒の障害状態、発達段階の把握
  - ・ 学校の実態、地域の実態

# 育成を目指す資質・能力

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む。
  - ・ 知識及び技能の習得
  - ・ 思考力、判断力、表現力の育成
  - ・ 学びに向かう力、人間性の涵養

# カリキュラム・マネジメント

- ・ (ア) 教育内容の教科等横断的な視点での組み立て(P)。
- ・ (イ) 教育課程の実施(D)状況評価(C)とその改善(A)
- ・ (ウ) 必要な(P)人的物的体制確保(D)さらにその改善(C-A)
- ・ (エ) 個別の指導計画実施(P-D)の評価(C)と改善(A)->教育課程の評価と改善

# 主体的・対話的で深い学びの実現 アクティブラーニング

- ・ 主体的な学び＝学ぶことへの興味関心、キャリア形成の方向性との関連付け、見通しと粘り強さ、学習の振り返り。
- ・ 対話的な学び＝周囲との協働、対話、知識を手掛かりにして、自己の考えを広げ深める。
- ・ 深い学び＝各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、理解、考え形成、問題解決、創造、に向かう

# 生徒指導の充実

- ・ 単なる問題行動への対応にとどまらない。
- ・ 一人一人の人格を尊重し個性の伸長を図りながら社会的資質、行動力を高める。
- ・ 不正や反社会的行動への毅然とした態度。
- ・ 自立活動との連携。
- ・ 関係機関との連携協力。

# キャリア教育の充実

- ・ 社会的・職業的自立に向けて資質・能力を身に付けることができるようにする。
- ・ 特別活動を要とする。
- ・ 中学部では教育活動全体を通じて、小学部でも自己の生き方を中心に取り組む。
- ・ キャリア発達を促すことがひとつの目標。

# 日本語の習得に困難のある児童生徒への指導

- ・ 生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を行う。
- ・ 特別の教育課程の編成、実施が可能となった。
- ・ 通常の学級における指導
- ・ 通級指導による

# 自立活動の指導

- ・ 学校の教育活動全体を通じて自立活動を指導
- ・ 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習、特別活動と密接な関連を保つ

# 自立活動の内容(1-3)

## 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

## 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

## 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

# 自立活動の内容(4-6)

## 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
- (5) 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること

## 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

## 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

# 自立活動の意義

- ・ 「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」指導の中心を占める。
- ・ 特別支援学校の教育課程においては、特設された自立活動の時間に加えて、各教科等の指導においても密接な関連を図る。
- ・ 特別支援学級、通級指導においても取り入れる必要
- ・ 通常学級に在籍する児童生徒でも必要な場合がある。

# 自立活動の授業時数

- ・ 障害の状態、特性、発達段階に応じて適切に定める。
- ・ 確保しなくてよいということではない。
- ・ 総授業時数が負担過重にならないように配慮する。

# 自立活動の指導の基本

- ・ 自立活動の内容、6分類27項目は大綱的に示されている。
- ・ 「内容」は各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではない。個々の幼児児童生徒の実態におうじて取捨選択して取り扱う。

# 自閉スペクトラム症を基盤とする群 について

## 自閉スペクトラム症

1943年 レオ・カナー（米；オーストリア出身） 児童精神医学者

1944年 ハンス・アスペルガー（オーストリア） 小児科医

の2人が独立に報告

「自閉症」をタイトルに含む公表論文の数	PubMed	医学中央雑誌
<b>1940-1949</b>	<b>2</b>	
<b>1950-1959</b>	<b>29</b>	
<b>1960-1969</b>	<b>74</b>	
<b>1970-1979</b>	<b>266</b>	<b>188</b>
<b>1980-1989</b>	<b>539</b>	<b>459</b>
<b>1990-1999</b>	<b>1155</b>	<b>384</b>
<b>2000-2009</b>	<b>5111</b>	<b>1280</b>
<b>2010-2015前半</b>	<b>8715</b>	<b>1192</b>

# 自閉スペクトラム症の疫学データ

(MMWR, 61:3, 1-19, 2012)

米国 14 州でのそれぞれの調査 (各州 2,123 – 50,427 名,  
総数 337,093 名) を集計

2008 年、年齢 8 歳を対象

頻度 1.13% (0.48 – 2.12)

男女比 男:女 = 4.6 : 1 (2.7 – 7.2 : 1)

知的発達 IQ:70 以下 38%

IQ:71-85 23%

IQ:86 以上 39%

# 自閉スペクトラム症の疫学データ

(MMWR, 63:2, 1-19, 2014)

米国11州でのそれぞれの調査 (総数 363,749名) を集計

2010年、年齢8歳を対象

頻度 1.47% (0.57 – 2.19)

男女比 男:女 = 4.5 : 1 (3.6 – 5.1 : 1)

知的発達 IQ:70以下 31%

IQ:71-85 23%

IQ:86以上 46%

# 自閉スペクトラム症とは？

- 本当に独立の（疾病）概念なのか？
- 昔からあるのか？ 最近増えている？
- どうやって判定するのか？

血液検査？

画像診断（MRI）？

症状から判断する？

# 自閉スペクトラム症の診断

- 診断の意義
  - 治療方法の決定、変更に関与
  - 精神保健福祉手帳の交付
  - 就学先決定、就労支援への影響
  - 本人、家族の満足感
- 診断の手順
  - 病歴聴取：親、本人、その他の家族、教師、職場同僚、施設職員
  - 数値化データ：
- 攪乱因子
  - 報告バイアス：親、本人
  - 疾病受容不良
  - 聴覚認知不良
- 診断書交付
  - 法的責任
    - 医師法第19条第2項
    - 刑法第160条
  - 修正可能性

発達領域		定型発達	自閉スペクトラム症
社会性	興味共有 会話進行	興味共有、会話進行の発達	相互の対人的・情緒的関係の欠落
	表情、身振り	非言語コミュニケーション使用の発達	対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥
	仲間関係	仲間形成、維持能力の発達	人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥
多様性 柔軟性	表出多様性	言語、身体表現多様性の発達	常同的または反復的な身体の運動、物の使用、または会話
	変化耐性	環境変化耐性の発達	同一性への固執、習慣への頑ななこだわり、または言語的、非言語的な儀式的行動様式
	興味受容柔軟性	受容柔軟性の発達	強度または対象において異常なほど、きわめて限定され執着する興味
	感覚受容柔軟性	感覚受容柔軟性の発達	感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または環境の感覚的側面に対する並外れた興味

# 症例 1 : ドナルド, T (カナー報告例)

父：細心で勤勉な弁護士として成功した。ごく軽い風邪でも医師の指示に厳密に従う。顔つきや体格が成人後のドナルドによく似ている。

ドナルド：満期安産で出生。乳児期から食べ物に興味を示さなかった。1歳で多くの曲を口ずさみ、2歳で並外れた記憶力（町の人顔と名前、百科事典の膨大な数の写真すべて、聖書の暗誦）。

暗誦能力は高度だが、文章での会話はなく質問は単語のみ。母親の後追いはまったくしない。かわいがられても何の感情も示さない。同年代の子どもなど周囲の人たちにまったく注意をはらわない。回る物を回すこと、丸い物に熱中。指を常同的に動かす。動作は初めに覚えたやり方通りに反復する。

無数のことばの儀式を反復する。「ダリア、ダリア、ダリア」「右のものはon、左のものはoff」など。言われた言葉を抑揚も含めてその通りにまね、自分に対して言われた通りの人称代名詞を用いて、母親に靴を脱がしてもらいたいとき「あなたの靴を脱ぎなさい」という。「あなた」が1人称になっている。痛いことを「チーズ、チーズ、チーズ」と表現する。

# 症例 1 : ドナルド, T (カナ - 報告例)

長い間「はい」ということは父親に肩車してほしいことを意味した。その発端ははっきりしていて、父親が「はい」と「いいえ」を教えるため、一度「肩車してほしいか？」と聞いてからである。ドナルドは、質問をそのままおうむ返しすることで同意を表現したが、父親は「もしお前がそうしてほしいなら「はい」といいなさい。そうしてほしいくなかったら『いや』といいなさい」と教えた。

ドンは「はい」と言った。しかしその後、「はい」は父親の肩の上に乗せてほしいことを意味するようになった。

罰として打たれることを恐れるが、自分の間違いと自分への罰を結びつけることはできない。

小学校に入学し大きな進歩が見られた。2年生時には、非常に多くのことを話し、適切な質問をたくさんできる。学校の出来事を自発的に話すことは少ないが、話を引き出すようにして聞くと、ちゃんと答えられる。他の子どもとゲームができるようになり、習ったばかりのゲームを家族をさそってみんなに正確に教えられるようになった。偏食も改善した。

しかし、基本的な特徴はまったく変わらない。

## 症例 1 : ドナルド, T (カナー報告例)

「会話」の主要部分は、憑かれたれたような問いかけからなり、細かな文言を変えて止めどなくいつまでも続いた。「1 週間は何日、1 世紀は何年、1 日は何時間、半日は何時間、1 世紀は何週間、1 千年の半分は何世紀」等々。

療育を引き受けてくれた農場では、療育者が彼に何とかして彼の常同症に目標を与えようとした。彼が測定に没頭することを利用して井戸を掘らせ、その深さを報告させた。彼が死んだ鳥や昆虫を収集していたときには、彼に「墓地」用の土地を与え、そして彼に墓標を作らせた。彼は丹念に作業を続けた。

大学を卒業し学士の資格を得て、会計事務所に勤務し、勤勉に仕事をした。

# 自閉スペクトラム症診断基準項目

社会性障害		多様性柔軟性障害	
対人、情緒 相互性障害		表出多様性障害	
非言語コミュニケーション障害		変化耐性障害	
仲間関係障害		興味受容 柔軟性障害	
		感覚受容 柔軟性障害	

# 自閉スペクトラム症診断基準項目

社会性障害		多様性柔軟性障害	
対人、情緒 相互性障害	広い、浅い関係 ↑	表出多様性障害	外に向けて ↑
非言語コミュニ ケーション障害		変化耐性障害	
仲間関係障害	狭い、深い関係 ↓	興味受容 柔軟性障害	
		感覚受容 柔軟性障害	自分自身へ ↓

# 症例 1 : ドナルド, T (カナー報告例)

- 対人、情緒関係の欠如
- 非言語コミュニケーション欠如
- 人間関係構築の欠如
- 常同運動、言語
- 同一性希求
- 興味の執着
- 感覚の特異性

## 自閉スペクトラム症の成り立ち

原因	不明；強い家系内集積	遺伝子異常の関与は確実。多因子遺伝
病態	不明	外部情報に基づく自己修正（＝ベイズ判断）の欠陥??
診断基準項目	社会性障害 多様性柔軟性障害 ＋感覚受容柔軟性障害	3つ組（＋言語コミュニケーション欠損）から、2つ組（＋感覚受容柔軟性障害）へ
中核的機序 （診断基準ではない）	心の理論能力障害 中枢性統合障害 実行機能障害 ADHD症状(不注意・多動)	情報処理能力の偏り ミラーニューロン も中核的機序の可能性
症状、特性	著しく多様な症状	
付加的症状	知的能力障害 言語発達障害 カタトニア	

## 自閉スペクトラム症の成り立ち

原因	不明； 強い家系内集積 ①	遺伝子異常の関与は確実。多因子遺伝
病態	不明	外部情報に基づく自己修正（=ベイズ判断）の欠陥??
診断基準項目	社会性障害 ② 多様性柔軟性障害 ③ + 感覚受容柔軟性障害	3つ組（+言語コミュニケーション欠損）から、2つ組（+感覚受容柔軟性障害）へ
中核的機序 (診断基準ではない)	心の理論能力障害 ④ 中枢性統合障害 ⑤ 実行機能障害 ⑥ ADHD症状(不注意・多動) ⑦	情報処理能力の偏り ミラーニューロン障害 も中核的機序の可能性
症状、特性	著しく多様な症状	
付加的症状	知的能力障害 言語発達障害 カタトニア	これらが7つ道具になる

# 自閉症の中核的機序

	言語領域	非言語領域
心の理論能力障害	他者の言語表現にはその人の感情が込められていること、こちらからの表出が他者の感情変化を引き起こしうることを察知できない。	他者の非言語的表出にもその人の感情が込められていることが察知できない。
中枢性統合障害	上位概念としての一つの単語の下に多様な括弧があること、単語の文脈における意味が理解できない。「字義通り」受け取る。	言語以外の領域における「全体と部分の関係」が把握できない。
実行機能障害	言語の表出、受容における、取りかかり、要領良さ、やり遂げの障害。	言語以外の領域における、取りかかり、要領良さ、やり遂げの障害。
ADHD症状	不注意症状	
家系内集積の影響		

## 症例2：16歳男子 学校内家庭内暴力

- ・ 社会性（非言語コミュニケーション）の障害
- ・ 狭く固執的な興味、行動
- ・ 会話を開始し、継続する能力の障害
- ・ 3歳以前の発症
- ・ 家系内に類似の特徴を持った者が多い。

# 症例 3 : 11 歳 女児 不登校

家族歴：母親（症例 4）は 20 年を越える不眠があり、うつ病と診断されていた。

現病歴：

幼稚園に始まる不登園、不登校

幼児期には特定の音を嫌うなど、知覚過敏性が認められた。

学校でのいじめもあり、1 学期の 3 分の 1 から 3 分の 2 を継続して休んでいた。

スクールカウンセラーの継続的な相談を受けたが、相談を受けている時は、かえって不登校が著しくなった。

友人との関わりは著しく不得手。

幾らか被害的な傾向（実際にいじめを受けているのは確かだが）

## 症例4：40歳女性（症例3の母親）

家族歴：父親は対人関係に問題がある人。

生育歴：大人しいが親しい友人がいない、人の気持ちを读むことができない、SEとして就労、職場結婚。

現病歴：10代に拒食になって治療を受けた既往、自然治癒？

20代から睡眠が取れない（平均3時間）、抑うつ、家事が出来ない。

30代後半になってパソコンのチャットに熱中、家事を捨てパソコンへの没頭、アルコール依存。

今回娘の受診に付き添って来院し、本人も自閉スペクトラム症と診断された。

# 裁判が教えるもの（2015年6月15日）

平成22年11月12日の朝、佐賀市内のある小学校の始業前の出来事である。

上級生である6年生男児が、担任の先生がまだ教室に来ていない隣の5年生の教室に入り、上履きの靴のまま、机の上に乗るなどして「悪ふざけ」をした。

自分の机に乗られた下級生の女児は、勇気を持って注意した。

ところが、女児から注意されてかっとなった男児は、女児の顔を足で蹴ってけがをさせ、不安感をも与えた。

心が痛む出来事である。

当時、事件の報告を受けた私は、「顔を蹴るなんて、ひどいことを・・・」と次の言葉が出なかった。

後日、被害を受けた女児側から、加害男児の保護者に対する監督責任と佐賀市に対する学校運営の安全配慮義務責任を問われ、治療費や後遺障害、慰謝料などを求めて訴えが起こされた。

1審の途中で原告と被告である加害男児側は和解され、訴えを取り下げられたので、それ以降は佐賀市のみが被告となった。

1審の佐賀地裁では原告の主張は認められなかったが、先月、2審の福岡高裁では原告の主張が一部認められ、佐賀市の責任を認める判決が下された。

## 裁判が教えるもの（2015年6月15日）

判決では、「児童間事故における担任教諭の具体的な安全配慮義務が生ずるのは、学校における教育活動及びこれと密接に関連する学校生活関係において、具体的状況のもと、何等かの事故又は加害行為が発生する危険性を具体的に予見することが可能であることが必要である」と定義づけて、本件では事件前の加害児童の行動から「他の児童に対し、何らかの加害行為が行われる危険性を具体的に予見することが可能であったと認めるのが相当である」として本加害行為は予見可能であったと判断した。

このように「予見」が可能であったかどうかで1審と2審の判断が分かれたので、上告して白黒決着ということも考えられたが、裁判が長引くことで、関係者にこれ以上の心労を引きずらせるのは好ましくないと佐賀市は判断し、2審判決を受け容れることにした。

しかし、これで問題が全て解決したわけではない。裁判の経緯から関係者にはまだすっきりしないものが残るに違いない。

誰よりも申し訳なく思うのは、被害を受けた女兒に対してである。

# 裁判が教えるもの（2015年6月15日）

何も悪いことをしていないのに屈辱的な仕打ちを受けた無念さに加え、今なお体調不振を訴えられているとお聞きしているので、心が痛む。

一日も早い健康回復を願って止まない。

次に学校現場への思いである。

近年、発達障がいなど「気になる子ども」が増えている。

ただでさえ忙しさを増している教育現場への、この安全配慮義務の負担。現場は大変であるに違いない。

佐賀市では、これまでも独自の配慮をしてきたが、それで足りているのかどうか自信がない。

この事件の加害男児が発達障がいと診断されたのは事件後であり、もし、事件発生前に診断が出され、周りの理解が深まっていたら注意度も違っただろうにと、悔やまれてならない。

私たちは同じような事件を引き起こしてはならないが、ここで十分総括しないと同じような事件が再発する可能性は以前よりも増していると思われる。

このことは佐賀市だけの問題ではないはずだ。当然、佐賀市以外でも起こりうる。

「気になる子ども」の数は年々増えている状況なので、この判決を契機に、国、県も一緒になって、発達障がいの要因究明を含めた課題解決に向け、取り組まなければならない<sup>129</sup>。

# 本事例の解析

- 公表情報が限られており、十分には解析できない。

# Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (American Psychiatric Association)

版	公表年	特徴
<i>DSM - I</i>	1952	「自閉症」の項目は存在しない
<i>DSM - II</i>	1968	「自閉症」の項目は存在しない
<i>DSM - III</i>	1980	はじめて「自閉症」の項目
<i>DSM - III-R</i>	1987	診断基準の策定
<i>DSM - IV</i>	1994	「発達障害」の語を使わない
<i>DSM - IV - TR</i>	2000	診断基準は変更なし、解説部分の小改訂
<i>DSM - 5</i>	2013	3つ組が2つ組に。アスペルガー障害がなくなる

# アメリカ精神医学会診断統計

## マニュアル (DSM)

- すべての精神疾患の診断基準が集大成されている  
項目をチェックしていけば診断できる  
操作的診断・・・ソフトウェア操作に近い  
神秘的奥義的診断法の対極  
「疾患でないもの」は除かれている  
診断基準からさらに除外基準に
- 歴史の古い疾患では反論が少なくない。比較的新しい領域では影響力が強い。
- DSMの創始者 J. スピッツァー  
精神科医でコンピュータ技術者 (IBMに勤務)

# 混同されていた歴史

- ・ 自閉スペクトラム症と知的障害との混同

コミュニケーションの質的障害      量的障害

- ・ 自閉スペクトラム症と統合失調症（精神分裂病）との混同

幻聴と妄想を特徴とする（小児期には極めてまれ）

- ・ なお、「自閉」は、統合失調症の症状学で初めて導入された用語（E. ブロイラー）

## DSM – 5 (2013)

### 神経発達症群

- ・ 知的能力症群
  - 知的能力障害
  - 全般的発達遅延
  - 特定不能の知的能力障害
- ・ コミュニケーション症群
  - 言語症
  - 語音症
  - 小児期発症流暢症（吃音）
  - 社会的（語用論的）コミュニケーション症
  - 特定不能のコミュニケーション症
- ・ 自閉スペクトラム症
  - 自閉スペクトラム症
- ・ 注意欠如・多動症
  - 注意欠如・多動症
  - 原因を特定された注意欠如・多動症
  - 特定不能の注意欠如・多動症
- ・ 限局性学習症
  - 限局性学習症

299.00 (F84.0) 自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害

A. 複数の状況で社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥がある。（現在または病歴）

B. 行動，興味，または活動の限定された反復的な様式（現在または病歴）

# 自閉症診断基準項目

社会性障害		多様性柔軟性障害	
対人、情緒 相互性障害		表出多様性障害	
非言語コミュニケーション障害		変化耐性障害	
仲間関係障害		興味受容 柔軟性障害	
		感覚受容 柔軟性障害	

# 自閉症診断基準項目

社会性障害		多様性柔軟性障害	
対人、情緒 相互性障害	広い、浅い関係 ↑	表出多様性障害	外に向けて ↑
非言語コミュニケーション障害		変化耐性障害	
仲間関係障害	↓ 狭い、深い関係	興味受容 柔軟性障害	
		感覚受容 柔軟性障害	自分自身へ ↓

A. 社会的コミュニケーションおよび対人的相互  
反応における持続的な欠陥（3項目すべて）

- (1) 相互の対人的—情緒的関係の欠落
- (2) 対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥
- (3) 人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥

- A (1) 相互の対人的情緒的関係の欠落で、例えば、対人的に異常な近づき方や通常の会話のやりとりのできないことといったものから、興味、情動、または感情を共有することの少なさ、社会的相互反応を開始したり応じたりすることができないことに及ぶ。
- A (2) 対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥。例えば、まともりのわるい言語的、非言語的コミュニケーションから、アイコンタクトと身振りの異常、または身振りの理解やその使用の欠陥、顔の表情や非言語的コミュニケーションの完全な欠陥に及ぶ。
- A (3) 人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥で、例えば、さまざまな社会的状況に合った行動に調整することの困難さから、想像上の遊びを他者と一緒にしたり友人を作ることの困難さ、または仲間に対する興味の欠如に及ぶ。

B. 行動, 興味, または活動の限定された  
反復的な様式 (4項目から2つ以上)

- (1) 常同的または反復的な身体の運動, 物の使用,  
または会話
- (2) 同一性への固執, 習慣への頑ななこだわり, ま  
たは言語的, 非言語的な儀式的行動様式
- (3) 強度または対象において異常なほど, きわめて  
限定され執着する興味
- (4) 感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ, または  
環境の感覚的側面に対する並外れた興味

- B(1) 常同的または反復的な身体の運動，物の使用，または会話（例：おもちゃを一系列に並べたり物を叩いたりするなどの単調な常同運動，反響言語，独特な言い回し）
- B(2) 同一性への固執，習慣への頑ななこだわり，または言語的，非言語的な儀式的行動様式（例．小さな変化に対する極度の苦痛，移行することの困難さ，柔軟性に欠ける思考様式，儀式のようなあいさつの習慣，毎日同じ道順をたどったり，同じ食物を食べたりすることへの要求）
- B(3) 強度または対象において異常なほど，きわめて限定され執着する興味（例．一般的ではない対象への強い愛着または没頭，過度に限局したまたは固執した興味）
- B(4) 感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ，または環境の感覚的側面に対する並外れた興味（例：痛みや熱さに無関心のように見える，特定の音または触感への嫌悪反応，対象を過度に嗅いだり触れたりする，光または動きを見ることに熱中する）

# 映画「レインマン」(1986, 米国)

- 自閉症の兄（レイモンド、ダスティン・ホフマン）と定型発達（チャーリー、トム・クルーズ）、チャーリーのGFが主要人物
- 弟はイタリア系であるGFの力を借りてランボルギーニの輸入販売を試みている。（が、排ガス規制をクリアできず、荷揚げできない。）
- 兄弟の父親（極めて有能な弁護士）が死亡し、相続問題が持ち上がる。
- 父親は自動車こだわりとバラこだわり。チャーリーにとって忘れられない父親のエピソードは、自動車を無断で運転した時に、警察に盗難届を出され（捜索願でなく）、留置場に入れられたこと。これ以降親子の接触を絶っている、

# 映画「レインマン」(1986, 米国)

- 砂漠を横断して西海岸に向かう。砂漠のど真ん中でテレビ番組こたわり。視聴率調査に来たと嘘を言って民家に入り込む
- バスタブに湯を張っているとき、レイモンドが幼児のチャーリーを熱湯に付けそうになった不快記憶のフラッシュバックが起きて感情爆発。
- ラスベガスでレイモンドがバカラの6組のカードの出方を丸覚えして大儲けする。レイモンドは売春婦に誘われるが、その女性のブレスレットのピカピカに興味を集中させる。会話ができず女性に相手にされない。カード丸覚えが経営者にばれて脅され、儲けた金を持って退散する。
- チャーリーの家に着くが、トースターがうまく使えず、火災報知器が鳴ってしまう。
- 今後の生活について審査会が行われ、ウォールブルック療養所に戻ることに決まる。

# 大きな感情爆発 4回

- 飛行場で

  - ジェットエンジン音（飛行機嫌いに加えて）

- バスタブにお湯を張っている時

  - 不快記憶のフラッシュバック（弟を熱湯に入れそうになって怒られた記憶）

  - 弟からダンスを教えてもらってハグされた

    - 触覚過敏、触れられることが嫌い

- 煙報知器

  - 報知器の音（+煙の臭い）

# 自閉スペクトラム症映像

- レインマン(米,1988)
- 海洋天堂(香港,2010)
- ぼくはうみがみたくなりました(日,2009)
- ちづる(日,2010)
- Snow Cake : 日本語字幕無
- 星の国から孫2人(日,2010)
- シンプル・シモン(スウェーデン,2010)
- グレングールド(カナダ,2009)
- テンプル グランディン(米,2010)
- 彼女の名はサビーヌ(仏,2007)
- モーツァルトとくじら(米,2005)
- アダム・恋する宇宙(米,2009)
- 世界にひとつのプレイブック(米,2012,疾患不明確)
- マラソン(韓国,2005)
- そばにいるよ!~オーティズムと車椅子の監督~(日,2014)
- ものすごくうるさくて、ありえないほど近い(米,2012)
- 洋ちゃんは変わったか(日,1982,未DVD化)
- 秋桜の咲く日(日,2013)
- 世界一すてきな僕たち私たちへ(日,2013)
- アイムヒア 僕はここにいる(日,2008)

A. 社会的コミュニケーションおよび対人的相互  
反応における持続的な欠陥（3項目すべて）

- 相互の対人的—情緒的関係の欠落

他人(弟とそのGF)にプライバシーがあることを直観的に理解しない。野球選手のカードへの興味を共有しない。あいさつなく、一方的に自動車への興味を語り出す。野球の話題でも会話のやりとりになっていない。

- 対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥

弟ともそのGFとも視線があわない。表情の調節がない。

- 人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥  
弟、施設入所者、介護者との親しい関係は見られない。

## B. 行動, 興味, または活動の限定された

### 反復的な様式 (4項目から2つ以上)

- 常同的または反復的な身体の運動, 物の使用, または会話  
ベッドの上でのゆらゆら動き、お笑いネタを常同的に不安表現に用いる。親しさの表現 = 「処方薬飲んでる?」、独特の歩き方
- 同一性への固執, 習慣への頑ななこだわり, または言語的, 非言語的な儀式的行動様式  
生活空間の変化への抵抗、家具、食卓の配置、献立、テレビ番組
- 強度または対象において異常なほど, きわめて限定され執着する興味  
カタログ的知識 (飛行機、交通事故、曜日計算: 母の命日、弟の誕生日) 電話帳丸覚え、メモ魔、楊枝の本数数え
- 感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ, または環境の感覚的側面に対する並外れた興味  
聴覚過敏、触覚過敏、鉄橋の構造への興味、コインランドリー、装身具、聞こえた音を真似する感覚遊び

# Raymondの常同言語

弟のCharlieが卑語を多発するのに比して、文語的な堅苦しい表現か、独特の常同的応答語のどちらかしか発しない。

<i>Definitely</i>	堅苦しい文語的表現だが、会話中に頻繁に使用する。
<i>uh-oh</i>	YesまたはNoの意味で用いられる。独特の常同的応答語。
<i>The People's Court</i>	固執的に興味を持っているテレビ番組（行列のできる法律相談所）
<i>Jeopard Roulet</i>	これも同じような固執的に興味を持っているクイズ番組
<i>Who's on first</i>	お笑いコンビ、アボットとコステロのギャグ。不安の表現。
<i>V'E'R'N'</i>	施設（ウォールブルック）の担当介護士をアルファベットで呼ぶ。
<i>Practically</i>	堅苦しい文語的表現だが、会話中に頻繁に使用する。
<i>'course</i>	これもやや特殊な表現だが、会話中に頻繁に使用する。
<i>Yeah</i>	独特の常同的応答語。
<i>Ninety-seven X Bam, The future of rock and roll</i>	ラジオの音楽番組を聴くと出てくる常同的言語
<i>I don't know</i>	独特の常同的応答語。
<i>Take a Prescription medication</i>	「好きだよ」

# レイモンドの教育、療育

- 暖く保護されていた。
- 積極的に環境調整しようとする働きかける比較的高度の能力を持つ。
- 新しい環境への適応が比較的良好。
- お金の意味、使い方がわからない。
- 系統的なキャリア教育の不足
- もう少し就労の可能性を広げられるのではないか。

- 交通事故知識こだわり:B3
- 雨の日は外にでない:B2
- 雑学王（ソネット）:B3
- 魚のフライは8切れ:B2
- カーペット模様書き写し:B4
- 運転できる:中枢性統合
- ハンドルをつかむ:実行機能
- パンツの購入場所:B2
- 字義通りの解釈:中枢性統合
- 暗算能力:B3
- 概算できない:中枢性統合

- ジュークボックス丸覚え:B3
- バカラの手札覚え:B3
- ルーレットの音に気が散る:不注意症状
- 女性の装身具への興味:B4
- 会話が成立しない:A1, 心の理論能力
- ダンスが下手:実行機能障害
- 視線が合わない:A2
- 弟にハグされて爆発:B4
- テレビの持ち歩き:B2
- キスが上手く出来ない:B4, 実行機能
- 自動車運転:実行機能

# 映画「海洋天堂」(2010, 中国)

- 自閉症の子（大福）とその父（ジェット・リー）が主要人物
- 父は末期の肝がんで余命いくばくもない。自分の死後の大福の生活が心配。
- 福祉施設などの制度が十分でなく、父は困り果てる。
- 自立に役立つ指導はほとんど受けておらず、父が一から教える。
- 就労に関しても何ら指導を受けていない。

A. 社会的コミュニケーションおよび対人的相互  
反応における持続的な欠陥（3項目すべて）

- 相互の対人的—情緒的関係の欠落

父と学校を訪問した際にいきなり挨拶もなく校庭で遊び出す。お金を払っての買い物ができない。

- 対人的相互反応で非言語的コミュニケーション行動を用いることの欠陥

バスに乗っていて父と視線があわない。表情の調節がない。常にうっすら笑っている。

- 人間関係を発展させ、維持し、それを理解することの欠陥

父が明日いなくなってもわからない。父の愛情が直観的にはわかっていない。

## B. 行動, 興味, または活動の限定された 反復的な様式 (4項目から2つ以上)

- 常同的または反復的な身体の運動, 物の使用, または会話  
左手の常同的運動。反響言語「嫌なのか？」ぬいぐるみは常にテレビの上。
- 同一性への固執, 習慣への頑ななこだわり, または言語的, 非言語的な儀式的行動様式  
生活空間の変化への抵抗、水泳する時刻の変化に耐えられない。卵は必ず3つ。
- 強度または対象において異常なほど, きわめて限定され執着する興味  
ぬいぐるみが大好き。水泳こだわり。
- 感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ, または環境の感覚的側面に対する並外れた興味  
こそばがり。触られると逃げる。

- C. 症状は発達早期に存在していなければならない（しかし社会的要求が能力の限界を超えるまでは症状は完全に明らかにならないかもしれないし、その後の生活で学んだ対応の仕方によって隠されている場合もある）。
- D. その症状は、社会的、職業的、または他の重要な領域における現在の機能に臨床的に意味のある障害を引き起こしている。
- E. これらの障害は、知的能力障害（知的発達症）または全般的発達遅延ではうまく説明されない。知的能力障害と自閉スペクトラム症はしばしば同時に起こり、自閉スペクトラム症と知的能力障害の併存の診断を下すためには、社会的コミュニケーションが全般的な発達の水準から期待されるものより下回っていないなければならない。

注：DSM-IVで自閉性障害，アスペルガー障害，または特定不能の広汎性発達障害の診断が十分確定しているものには，自閉スペクトラム症の診断が下される。

社会的コミュニケーションの著しい欠陥を認めるが，それ以外には自閉スペクトラム症の診断基準を満たさないものは，社会的（語用論的）コミュニケーション症として評価されるべきである。

該当すれば特定せよ

- ・ 知能の障害を伴う，または伴わない
- ・ 言語の障害を伴う，または伴わない
- ・ 関連する既知の医学的または遺伝学的疾患，または環境要因
- ・ 関連する他の神経発達症，精神疾患，または行動障害
- ・ 緊張病を伴う

# 診断基準に照らし合わせる

A, Bの診断基準にあてはまるか。

Aのすべて

Bの2 / 4以上

C 発達早期に症状発現したか。

D 本当に困っているか。（臨床的に意味のある障害があるか）

# DSM-5における自閉スペクトラム症

・ DSM-IVによって診断されたものは診断を継続する。（場合によっては、社会的コミュニケーション障害として拾い上げる）

・ 診断にあたっては次のことを特定する

(1) 知的障害の有無

(2) 言語障害の有無

(3) 医学的疾患、遺伝性疾患、環境因子の有無

(4) 他の神経発達不全症、精神疾患、行動障害の有無

(5) カタトニア（無動症）の有無

・ 重症度分類（対人相互反応、制限された反復的な行動について）

Level 3 極めて実質的な支援を要する

Level 2 実質的な支援を要する

Level 1 支援を要する

# DSM-IVにおける広汎性発達障害の下位分類

分類名	社会性	言語コミュニケーション	こだわり	II軸 精神遅滞	
自閉性障害	症状あり	症状あり	症状あり	精神遅滞あり(<70-75)	「高機能自閉症」
				精神遅滞なし(>70-75)	
アスペルガー障害	症状あり	症状なし	症状あり	精神遅滞あり(<70-75)	定義によりありえない
				精神遅滞なし(>70-75)	
特定不能の 広汎性発達障害	基準を満たさない	基準を満たさない	基準を満たさない		

# DSM-5における自閉スペクトラム症の位置

分類名	社会性	言語コミュニケーション	こだわり	知的障害	
自閉スペクトラム症	欠如（言語発達は別扱い）		障害あり	知的障害あり (<70-75)	重症度で3分類
				知的障害なし (>70-75)	
アスペルガー障害					
特定不能の広汎性発達障害					

DSM-5	DSM-IV	DSM-III R	
対人的情緒的相互性の欠如(A1)	対人的または情緒的相互性の欠如(1d)		下位項目から包括概念へ
		他者の存在、または感情に気付くことの著しい欠陥(A1)	心の理論への言及
	楽しみ、興味、達成感を他人と分かち合うことを自発的に求めることの欠如(1c)		重要項目だがIII Rに含まれなかった。
	十分会話のある者では、他人と会話を開始し継続する能力の著明な障害(2b)	十分な会話の能力があるのに、他人と会話を始めたり、続けたりする能力の著しい障害(B6)	会話障害の評価は版ごとに大きく異なる
対人的相互反応に用いられる非言語的コミュニケーション行動の欠如(A2)	目と目で見つめ合う、顔の表情、体の姿勢、身振りなど、対人的相互反応を調節する多彩な非言語的行動の使用の著明な障害(1a)	非言語的意志伝達、例えば、視線を合わせること、顔の表情、身振りなどを用いて、対人的相互反応を開始し調節することの著しい異常(B2)	典型的症状で分類位置が不変
仲間関係を形成し、維持し、理解することの欠如(A3)	発達の水準に相応した仲間関係を作ることの失敗(1b)	仲間関係を作る能力の著しい不足(A5)	
	発達水準に相応した、変化に富んだ自発的なごっこ遊びや社会性をもった物まね遊びの欠如(2d)	社会性のいる遊びの欠如または異常(A4)  想像上の活動の欠如、例えば大人の役、空想的な人物または動物になって遊ぶこと、想像上の事件についてのお話に興味がない(B3)	遊びの評価は版ごとに大きく異なる

DSM-5	DSM-IV	DSM-III R	コメント
常同的で反復的な運動動作、物体の使用、または話し言葉(B1)	常同的で反復的な言語の使用または独特な言語(2c)	常同的または反復性の言語の使用を含む会話の形式や、 <b>内容の異常</b> 、または、 <b>無関係の言葉</b> が頻繁にでる(B5)	会話障害の評価は版ごとに大きく異なる
		音量、高さ、強調、速度、リズム、抑揚、を含む会話の仕方の著しい異常(B4)	
同一であることへのこだわり、定まった手順へのかたくなな固執、言語的または非言語的行動の儀式的様式(B2)	常同的で反復的な衝動的運動(3c)	常同的な身体運動(C1)	
	特定の機能的でない習慣や儀式にかたくなにこだわるのが明らかである(3b)	環境のささいな局面が変わることに対する著明な心痛(C3)	変化不耐は-IVにはみられない
強度または集中において異常なほど高度に限定され、固定的な興味(B3)	強度または対象において異常なほど、常同的で限定された型の1つまたはいくつかの興味だけに熱中すること(3a)	細部まで正確に、いつものやり方に従うことへの不合理なほどの固執(C4)	典型的症状で分類位置が不変
感覚入力への過剰なまたは減弱した反応、環境の感覚的局面への普通でない興味(B4)		常同的で、限局的な興味のパターン(C5)	感覚全般は-5が初めて
	物体の一部に持続的に熱中する(3d)	対象物の部分にとらわれ、持続すること、あるいは一般的でない対象物に対する愛着(C2)	

# 感覚の特異性、環境の感覚的局面

環境の感覚的局面へのこだわり

回るもの、光るものへの偏愛

聴覚過敏（あるいは鈍麻）

ジェット音、緊急警報、紙のこすれる音、皿を重ねる音

触覚過敏（あるいは鈍麻）

服のテクスチャー、触れられること

痛覚鈍麻（あるいは過敏）

けがをしても気付かない

味覚過敏（あるいは鈍麻）

著しい偏食

視覚過敏（あるいは鈍麻）

嗅覚過敏（あるいは鈍麻）

# 自閉症児の痛み、不快感の訴え

- 痛覚鈍麻で訴えが弱い
  - 逆に触覚過敏による過剰な反応
- 深部感覚鈍麻で自覚に乏しい
  - (疲労感、内臓痛)
- 知的障害の合併で詳細な表現ができない
- 独特の言語表現（「チーズチーズチーズ」が痛みの表現）
- 想定される痛みの程度と表現が関連しない。

# 自閉症の中核的機序

	言語領域	非言語領域
心の理論能力障害	他者の言語表現にはその人の感情が込められていること、こちらからの表出が他者の感情変化を引き起こしうることを察知できない。	他者の非言語的表出にもその人の感情が込められていることが察知できない。
中枢性統合障害	上位概念としての一つの単語の下に多様な括弧があること、単語の文脈における意味が理解できない。「字義通り」受け取る。	言語以外の領域における「全体と部分の関係」が把握できない。
実行機能障害	言語の表出、受容における、取りかかり、要領良さ、やり遂げの障害。	言語以外の領域における、取りかかり、要領良さ、やり遂げの障害。
ADHD症状	不注意症状	
家系内集積の影響		

# 心の理論能力障害

心の理論能力：他者が自分とは違う独自の認知、判断を行い。独自の信念を持っていることを直感的に把握する能力。

## サリーとアン課題

サリーとアンが、部屋で一緒に遊んでいました。

サリーはボールを、かごの中に入れて部屋を出て行きました。

サリーがいない間に、アンがボールを別の箱の中に移しました。

サリーが部屋に戻ってきました。

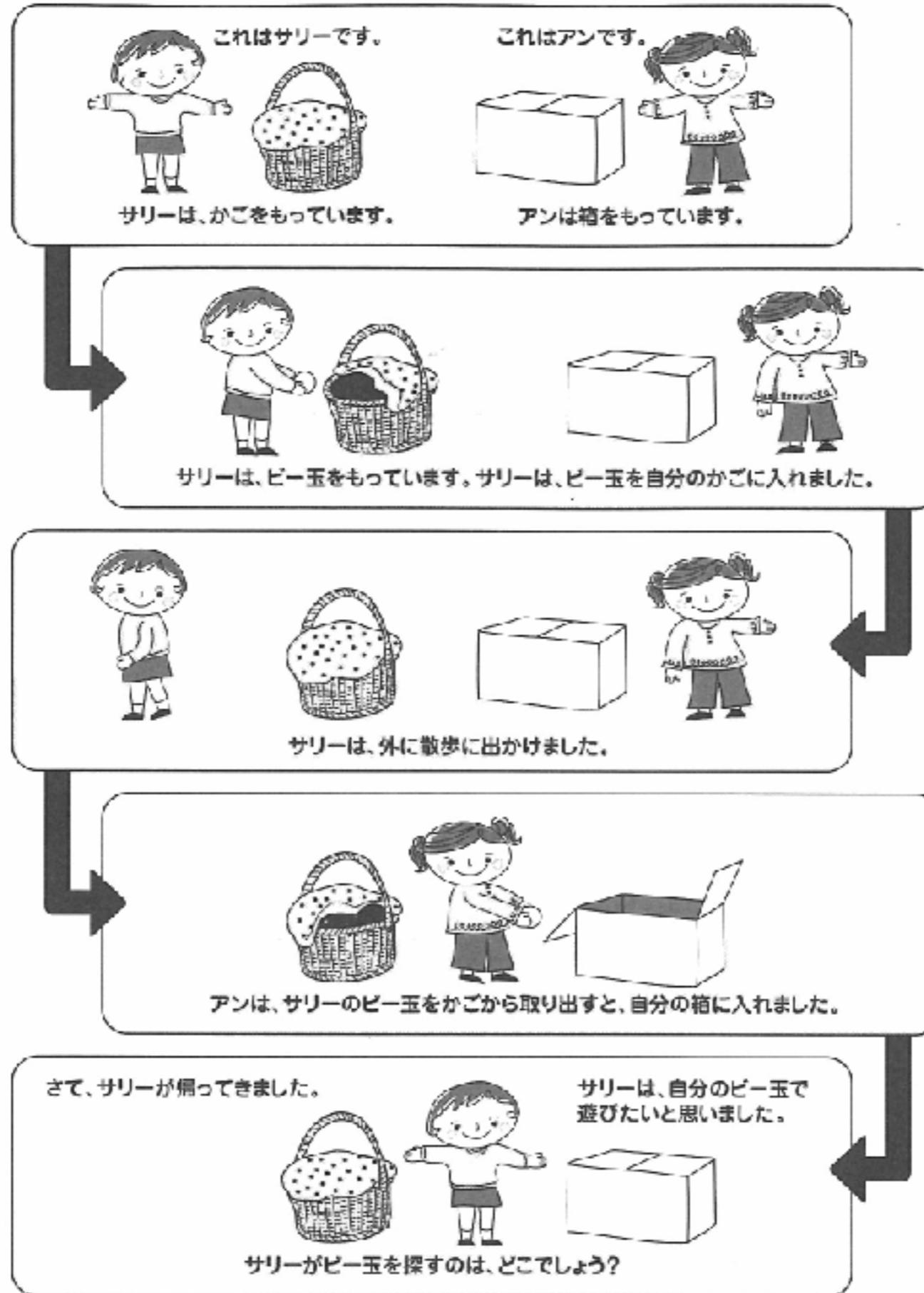
「サリーはボールを取り出そうと、最初にどこを探すでしょう？」と被験者に質問する。

正解は「かごの中」だが、心の理論能力の発達が遅れている場合は、「箱」と（自分自身の知っている事実を）答える。

（この基盤にミラーニューロン障害があるかもしれない）

心の理論能力  
第1水準

図1 サリー・アン課題



# 心の理論能力

- 提唱者

  - Premack & Woodruff, 1978

  - Baron-Cohen, Leslie & Frith, 1985

- 内容

  - 他者の行動に心を帰属させること。他者の目的・意図・信念・思考・疑念・推測・ふり・好みなどの内容を理解すること。

- Happé (1994)は、課題を通過する年齢に着目し、定型発達児が4歳頃に通過する課題（心の理論課題の一種である一次の誤信念課題）を高機能自閉症児は9歳頃に通過することを示した。

- 診断基準項目との関連

# 心の理論能力

- 各水準理論課題
- 第1水準
- 第2水準
- スレンジストーリー課題
- 罪のない嘘

# レイモンドの「心の理論能力」

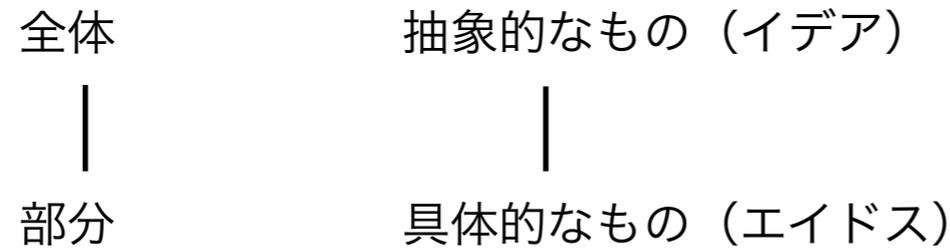
- チャーリーの心の動きが直観的に把握できているか。

チャーリーから怒られる＝単にうるさいだけ。何らかの判断、信念の発露とはとらえられない。

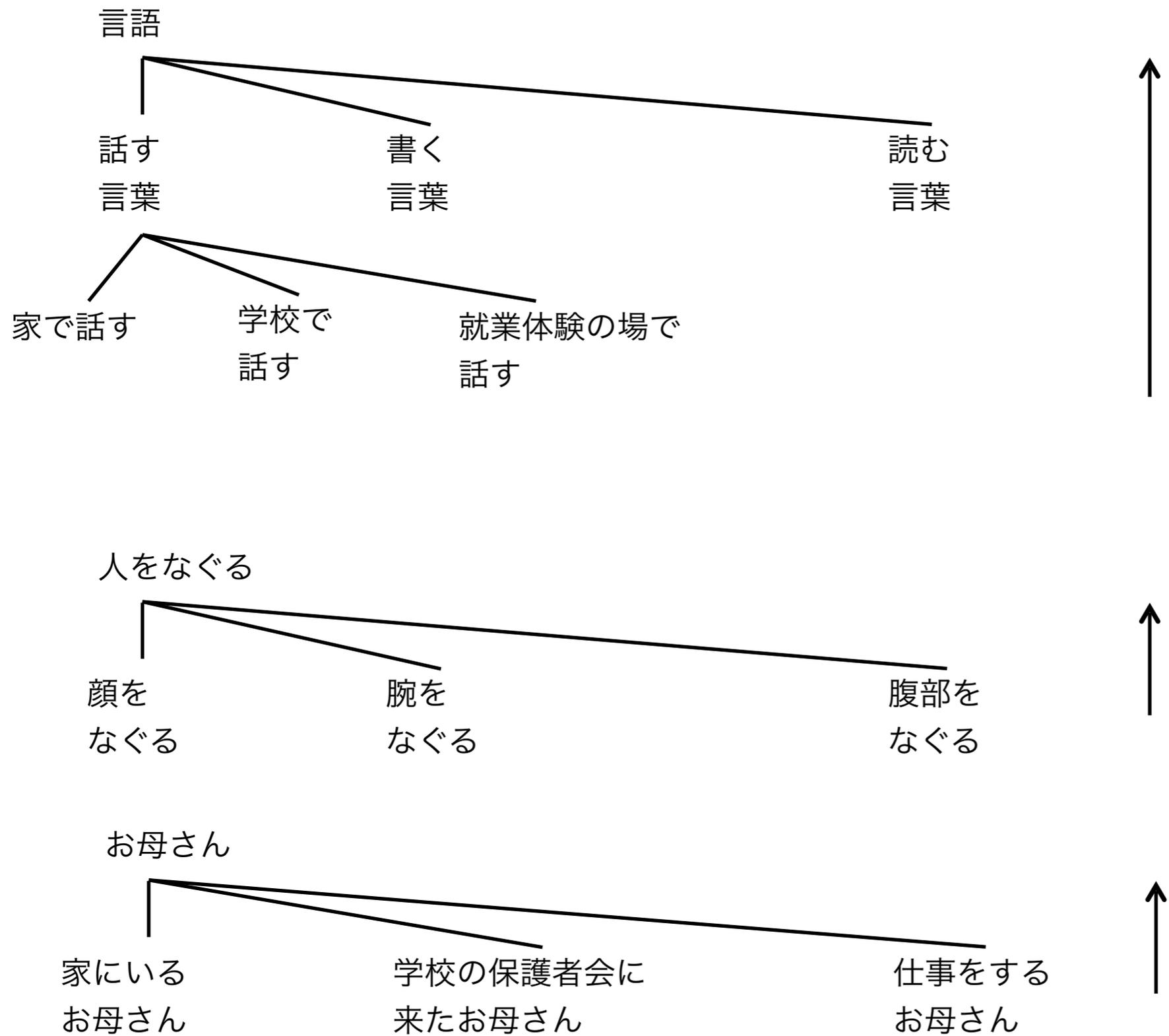
- VERNの心の動きが直観的に把握できているか。
- 一緒に歩くときのチャーリーとの距離感

# セントラル・コヒアランス（中枢性統合）の障害

全体と部分の関係、抽象的な概念と具体物との関係が直感的には理解できない



この関係が直観的にはわからない



この関係が直観的にはわからない

いのち

個別事象の抽象的統合体

この関係が直観的にはわからない

温かい身体

心臓がドキドキしている  
血流が循環している

意思によって身  
体を動かす

脳波が観察される  
呼吸している

思考・判断の主体

有と無を行き来できない

要素（部品）に分解できない

# いのちの教育での留意事項

- 中枢性統合障害による抽象概念理解困難
- こころの理論課題能力障害による他者理解困難
- 実行機能障害による目的とプロセスの取り違い（背景事象、否定的事例の曲解）
- 非言語コミュニケーション理解困難

# レイモンドの中枢性統合障害症状

- 「シェークスピア」
- 米国内の移動になぜ「カンタス航空」が出てくるのか。
- ことばを「字義通り」に受け取る。Stay there.

## DON'T WALK

- 概算ができない。おおざっぱにいくら？ 世の中の相場として幾らぐらい？ に答えられない。

# 実行機能の欠如

ひとまとまりの作業を順調にこなす能力

- 時間感覚の弱さ
- 微妙な力の加減、器用さ
- プロセスと目標のとりちがえ
- 同時に複数の仕事ができない
- 「終わり」概念の欠如

# レイモンドの実行機能障害症状

- Vernを'V''E''R''N'と呼ぶ。
- 電話帳を読み出すと止まらなくなってしまう。
- サイドテーブルを動かすときに上にのっているライトを落としてしまう。
- 声の大きさの調節ができない。
- 自動車の運転が極端に下手。

# 自閉症とADHD

- ・ 自閉症の70-80%がADHDの基準を満たす。
- ・ ADHDの70-80%が自閉症の基準を満たす。
- ・ DSM-IVでは両者併存という診断はできなかった。
- ・ DSM-5では併存診断が可能。
- ・ ADHDの薬物療法が進歩（メチルフェニデート＝コンサータ、アトモキセチン＝ストラテラ）。一方で自閉症の薬物療法はあまり進歩していない。
- ・ 特別支援教育対象者で中学、高校までADHDが主要な問題であり続けることは少ないのではないか。

# レイモンドの不注意症状

- 対人反応不良、興味共有欠如による「そのくらい気が付かないの！」
- 仲間意識欠如の影響
- 狭く深い興味により興味の拡がりを欠く。
- 苦手感覚刺激の忌避。
- 相手の認知、判断を感知しない。
- 「関連することから」への無関心
- 実行機能障害そのもの

# 自閉症の中核的機序

	言語領域	非言語領域
心の理論能力障害		
中枢性統合障害		
実行機能障害		
ADHD症状		
家系内集積の影響		

# 6例の事例集

各例の症状はどのような機序で説明できるだろうか。

- ・ 社会性障害
- ・ 多様性柔軟性障害
- ・ 感覚受容柔軟性障害
- ・ 心の理論能力障害
- ・ 中枢性統合障害
- ・ 実行機能障害
- ・ ADHD症状
- ・ 家系内集積による影響

# 鈴木さん

- 人の話を聞いてメモを取るのが苦手。(聴覚認知の不良)
- 小さい頃は人見知りをせず、知らない人に話しかけていた。(心の理論)
- 話し言葉での指示ではその通りにできない。(聴覚認知の不良)
- 抽象概念を映像化して考える。(特異感覚特性)
- 物が決まった場所がないと駄目。(同一性希求)
- 興味のある事を続ける事は非常に得意。(こだわり)
- テレビゲーム機こだわりがあり7台持っている。(こだわり)

# 神崎さん

- 小学生時代の粗大ゴミ集め (こだわり)
- 遅刻・・こだわり優先のため、一作業が終わらないと次に進めない。(実行機能)
- 乗り鉄
- マルチウィンドウが開けない(実行機能)
- 自分の興味をマシンガントーク (心の理論)
- 明示的指示がないと動けない (実行機能)
- 視覚的指示が必要 (特異感覚特性)

# 佐々木さん

- バランスボールに座っている
- 3歳でじゃんけんができなかった。親から「しゃべらないで」と言われてずっと黙っていた。(中枢性統合)
- 興味が深く狭い。鉄子。車窓鉄。(高度集中)
- 人の顔が覚えられない。(中枢性統合)
- 散髪から戻ったご主人の顔がわからない(中枢性統合)
- 終わりがわからない。亀さん(実行機能)
- 疲れていることの自覚がない。(特異感覚特性)
- 電子レンジ、時報の音が怖い(聴覚過敏)
- 遠くの音が聞こえる。(特異感覚特性)

# 小林さん

- 食べたいものがわからない。メニューを絵カードにしている。(中枢性統合)
- 笑う練習をした。どういう場面で笑うかの判断が難しい。叱られたり葬儀の場でも笑ってしまった。(中枢性統合)
- 自動車で走る際の道路の覚え方。夜の方が情報が限られるので走りやすい。(特異感覚特性)
- 時間の経過が体感できない。(実行機能)
- 雑談、時候のあいさつが苦手。(中枢性統合)
- 特異な食べ方。一種類ずつ食べ終えて次に進む。(特異感覚特性)
- 努力しても身につくものではない。(中枢性統合)

# 木村さん

- イラスト作家
- 実際に見えたとおりに描いている (特異感覚特性)
- 表面だけでも他の人と同じように見えるようにしていた。「演技」だったので、エネルギーを要する(中枢性統合)
- 頭の中に視覚化したイメージを持っている。(特異感覚特性)
- 人間関係も視覚化して理解している。(心の理論)
- きちんと整頓されていないと満足できない。(同一性希求)
- 台所でつかうものは緑、文房具は赤(中枢性統合)
- スケジュールが変わることが許せない(同一性希求)
- 聴覚過敏、ノイズキャンセラーを使う(特異感覚特性)

# 三宅さん

- 書店の棚がびしっと並んでないと許せない。(同一性希求)
- 日常の細かなことに気をとられてしまう。(同一性希求)
- 生きることは苦しい。
- 頭の中に絵を描いて視覚的に考える。(特異感覚特性)
- 過去の経験のファイル、成功ファイルと失敗ファイルが頭の中に入っている。それをもとに会話をする。(中枢性統合)
- 作業の全体像を組み立てるのが困難。(実行機能)
- 人の気持ちを読めない。(心の理論)

## 自閉スペクトラム症の成り立ち

原因	不明； 強い家系内集積 ①	遺伝子異常の関与は確実。多因子遺伝
病態	不明	外部情報に基づく自己修正（=ベイズ判断）の欠陥??
診断基準項目	社会性障害 ② 多様性柔軟性障害 ③ + 感覚受容柔軟性障害	3つ組（+言語コミュニケーション欠損）から、2つ組（+感覚受容柔軟性障害）へ
中核的機序 （診断基準ではない）	心の理論能力障害 ④ 中枢性統合障害 ⑤ 実行機能障害 ⑥ ADHD症状(不注意・多動) ⑦	情報処理能力の偏り ミラーニューロン障害 も中核的機序の可能性
症状、特性	著しく多様な症状	
付加的症状	知的能力障害 言語発達障害 カタトニア	これらが7つ道具になる

# 7つ道具と自立活動（1）

①		②	
対人、情緒相互 関係障害	3-(1) 他者とのかかわりの基礎に 関すること	表出多様性障害	1-(1) 生活のリズムや生活習慣 の形成に関すること
非言語コミュニ ケーション障害	6-(1) コミュニケーションの基礎的 能力に関すること	変化耐性障害	2-(2) 状況の理解と変化への対 応に関すること
仲間関係障害	3-(4) 集団への参加の基礎に関す ること	興味受容 柔軟性障害	3-(3) 自己の理解と行動の調整 に関すること
		感覚受容 柔軟性障害	4-(2) 感覚や認知の特性への対 応に関すること
		③	

# 7つ道具と自立活動（2）

<p>④</p> <p>心の理論能力障害 (各水準理論)</p>	<p>3-(2) 他者の意図や感情の理解に関すること</p>	<p>⑤</p> <p>中枢性統合 障害</p>	<p>4-(5) 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること</p>
<p>心の理論能力障害 (ストレングスストーリー)</p>	<p>6-(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること</p>	<p>⑥</p> <p>実行機能障害</p>	<p>5-(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること</p>
<p>⑦</p> <p>知的能力障害</p>	<p>自立活動に加えて、適切な教育課程（生活単元学習、遊びの指導、作業学習）が重要</p>	<p>言語発達障害</p>	<p>6-(1) ~ 6-(5)</p>

# 行動の問題

- 不適切な興味への固執
- 特に性的な興味への過度の熱中
- 理科実験的興味への固執
- 非言語的キューへの不良反応
- 不快刺激などによる感情爆発
- 心の理論課題能力障害による対人軋轢
- 心理的圧迫、期待された作業能力が発揮できないことによる
- 2次精神障害

# 自閉症の行動障害（1）

対人、情緒相互関係障害	プライバシー侵害、不適切会話によるトラブル	表出多様性障害	不適切なこだわり行動（危険な行動へのこだわり）
非言語コミュニケーション障害	非言語的キューへの不良反応（笑いの多義性がわからない）	変化耐性障害	変化不耐による爆発
仲間関係障害	仲間関係の形成、維持不良によるトラブル（上下関係以外の人間関係がわからない）	興味受容柔軟性障害	有害な興味への固執 性的な興味への過度の熱中 理科実験的興味への固執
		感覚受容柔軟性障害	不適切な感覚遊び 不快刺激による爆発

# 自閉症の行動障害（2）

<p>心の理論課題障害 (各水準理論)</p>	<p>他者理解不良による対人軋轢</p>	<p>中枢性統合障害</p>	<p>複雑な対人状況の理解、対応不良によるトラブル 抽象的概念が具体化できないことによるトラブル</p>
<p>心の理論課題障害 (ストレングスストーリー)</p>	<p>誤った信念操作、犯罪になるような大嘘</p>	<p>実行機能障害</p>	<p>期待された作業能力が発揮できないことによる心理的圧迫 作業ミスによる事故</p>

# 自閉症の行動障害（1）

対人、情緒 相互関係障 害	プライバシー侵害、 不適切会話によるト ラブル	周囲の理解 対人関係の視覚化 個別具体的会話スキ ル	表出多様性障 害	不適切なこだわり 行動（危険な行動 へのこだわり）	ABA手法による興 味の拡張
非言語コミ ュニケーシ ョン障害	非言語的キューへの 不良反応（笑いの多 義性がわからない）	非言語コミュニケー ション提示制限 鏡を見て練習	変化耐性障害	変化不耐による爆 発	周囲の理解 プログラム予告
仲間関係障 害	仲間関係の形成、維 持不良によるトラブ ル（上下関係以外の 人間関係がわからな い）	対人関係の視覚化 対人関係のルール化	興味受容 柔軟性障害	有害な興味への固執 性的な興味への過度の 熱中 理科実験的興味への固 執	ABA手法による不 適切興味からの引 き離し
			感覚受容 柔軟性障害	不適切な感覚遊び 不快刺激による爆 発	不快刺激の把握、 除去 不適切感覚遊びか らの引き離し

# 自閉症の行動障害（2）

<p>心の理論課題障害（各水準理論）</p>	<p>他者理解不良による対人軋轢</p>	<p>対人関係の視覚化</p>	<p>中枢性統合障害</p>	<p>複雑な対人状況の理解、対応不良によるトラブル 抽象的概念が具体化できないことによるトラブル</p>	<p>常に抽象概念を具体化する 視覚的提示</p>
<p>心の理論課題障害（ストレンジストーリー）</p>	<p>誤った信念操作、犯罪になるような大嘘</p>	<p>個別具体的会話スキル</p>	<p>実行機能障害</p>	<p>期待された作業能力が発揮できないことによる心理的圧迫 作業ミスによる事故</p>	<p>「見てわかりやすい」「始めと終わりが明確な」システム作り</p>

# 不登校の要因

- ・ 学業の問題：遅れ、興味がない、易しすぎる
- ・ 人間関係の問題：いじめ、他の友人関係問題、教員と合わない
- ・ 生活、身体の問題：生活リズム乱れ、確実な疾病
- ・ 学校生活環境の問題：生活指導への反発、進路指導への反発、
- ・ 家庭の問題：家事家業の手伝い、
- ・ 原発性

# 自閉症の不登校（1）

<p>対人、情緒相互関係 障害</p>	<p>プライバシー侵害、不適切会話によるトラブル</p>	<p>表出多様性障害</p>	<p>不適切なこだわり行動（危険な行動へのこだわり）</p>
<p>非言語コミュニケーション障害</p>	<p>非言語的キューへの不良反応（笑いの多義性がわからない）</p>	<p>変化耐性障害</p>	<p>変化不耐による爆発</p>
<p>仲間関係障害</p>	<p>仲間関係の形成、維持不良によるトラブル（上下関係以外の人間関係がわからない）</p>	<p>興味受容 柔軟性障害</p>	<p>有害な興味への固執 性的な興味への過度の熱中 理科実験的興味への固執</p>
		<p>感覚受容 柔軟性障害</p>	<p>不適切な感覚遊び 不快刺激による爆発</p>

# 自閉症の不登校（2）

<p>心の理論課題障害 (各水準理論)</p>	<p>他者理解不良による対人軋轢</p>	<p>中枢性統合障害</p>	<p>複雑な対人状況の理解、対応不良によるトラブル 抽象的概念が具体化できないことによるトラブル</p>
<p>心の理論課題障害 (ストレングスストーリー)</p>	<p>誤った信念操作、犯罪になるような大嘘</p>	<p>実行機能障害</p>	<p>期待された作業能力が発揮できないことによる心理的圧迫 作業ミスによる事故</p>

# 上手な会話

- 相手の興味を共有する。
- 表情、身振りの適切な使用。
- 仲間意識を基盤として持つ。
- 表出言語の柔軟性
- 話題変化に対応できる。

# 上手な会話の指導（1）

<p>対人、情緒相互関係 障害</p>	<p>相手の興味を共有する 相手を不快にさせない言葉使い 会話の始め方、進め方、終わり方 の定型化</p>	<p>表出多様性障害</p>	<p>相手に理解しがたい常同言語を 避ける、あるいは周囲にそれを 理解してもらう</p>
<p>非言語コミュニケーション障害</p>	<p>適切な非言語コミュニケーション を伴う会話</p>	<p>変化耐性障害</p>	<p>相手が話題を変えることへの耐 性を養う</p>
<p>仲間関係障害</p>	<p>相手に「仲間としての」興味を持 つ 「責め立てない」態度</p>	<p>興味受容 柔軟性障害</p>	<p>自分の執着的興味のマシンガン トークをしない</p>
		<p>感覚受容 柔軟性障害</p>	<p>音声が不快刺激になっていない か</p>

# 上手な会話の指導（2）

<p>心の理論課題障害 (各水準理論)</p>	<p>相手の意図や感情の読み取り練習</p>	<p>中枢性統合障害</p>	<p>複雑な対人状況の理解 文法的に不完全な話し言葉の理解</p>
<p>心の理論課題障害 (ストレンジストーリー)</p>	<p>信念操作のスキル</p>	<p>実行機能障害</p>	<p>議論の構造を把握し、見通しを持って会話する</p>

# ソーシャルスキルの指導

- 視線を合わせて挨拶
- 遅刻したときの報告と謝罪
- 他者を不快にさせない言葉使い
- 会話の始め方と進め方
- 文法的に不完全な話し言葉の理解
- 他者を責め立てない
- 大問題にならない嘘の付き方

# 自閉症のソーシャルスキル指導（1）

対人、情緒相互関係障害	3-(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事	他者を不快にさせない言葉使い 会話の始め方と進め方	表出多様性障害	1-(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	ABA手法により興味を広げる
非言語コミュニケーション障害	6-(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事	視線（の方向）を合わせて挨拶	変化耐性障害	2-(2) 状況の理解と変化への対応に関する事	時間プログラム変更を受け入れる
仲間関係障害	3-(4) 集団への参加の基礎に関する事	他者を責め立てない	興味受容柔軟性障害	3-(3) 自己の理解と行動の調整に関する事	ABA手法により興味を広げる
			感覚受容柔軟性障害	4-(2) 感覚や認知の特性への対応に関する事	感覚キャンセリング（不快感覚回避）の方法を工夫

# 自閉症のソーシャルスキル指導（2）

<p>心の理論課題障害（各水準理論）</p>	<p>3-(2) 他者の意図や感情の理解に関すること</p>	<p>文法的に不完全な話し言葉の理解</p>	<p>中枢性統合障害</p>	<p>4-(5) 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること</p>	<p>概念の視覚化</p>
<p>心の理論課題障害（ストレンジストーリー）</p>	<p>6-(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること</p>	<p>大問題にならない嘘の付き方（ストーリーで練習）</p>	<p>実行機能障害</p>	<p>5-(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること</p>	<p>作業の時間的、空間的構造化</p>

# 児童生徒の学習の問題

- 全教科にわたって学習が遅れている
- 学習に加えて身支度や生活管理ができない
- 学習に加えて対人関係のトラブルがある
- 教師との相性の良し悪しが学習に著しく影響する
- 興味のある単元と興味のない単元で、やる気の差が極端
- 学習意欲がまったくくない
- 休みや遅刻が多く、受講時数が不足で学習が遅れている
- 一旦習得したことをすぐに忘れる
- 必要な教科書、教材、ノートを忘れることが多すぎる
- できるはずなのにうっかりミスが多すぎる
- 離席や教室飛びだして授業に集中出来ない
- 特定教科、特定領域に限って極端にできない
- 音美体はできるが、「主要教科」のみまったくできない

# 自閉症の特別支援教育

- インクルーシブ教育
  - 対人緊張の強い場合、対人相互反応欠陥のある場合
- 就学先決定
  - 就学可能基準に含まれない
  - 知的障害を合併しない場合にどうするか
- 合理的配慮
  - 不得意領域を7つ道具で把握
  - 欠陥の根本解決は困難。周囲を替える。
- 基礎的環境整備
  - 診断基準の2項目、特徴的中核症状の理解を広める

# 自閉症スペクトラムの薬物療法

- 抗精神病薬

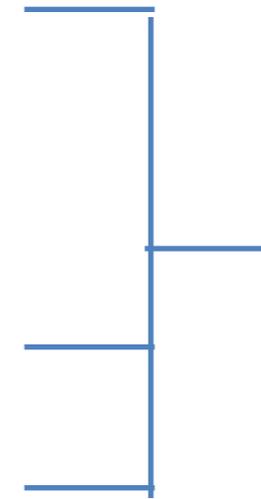
定型抗精神病薬：ピモジド(オーラップ)

非定型抗精神病薬

MARTA (オランザピン(ジプレキサ))

SDA リスペリドン(リスパダール)

DSS アリピプラゾール(エビリファイ)



- 気分調整薬

- 向多動薬

メチルフェニデート(コンサータ)

アトモキセチン(ストラテラ)

(インチュニブ)

- 抗てんかん薬

- 漢方薬